

第4次いちかわハートフルプラン

市川市障害者計画

第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画

【令和3～5年度】

(2021～2023年度)



市川市

第4次いちかわハートフルプランの策定にあたって

市川市では、障がいのある人もない人も、住み慣れた地域のなかで、一人ひとりが自らの意思で主体的に尊厳を持って生活を営むことができるよう、「このまちで共に生きる」を最も基本となる理念に置き、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第3次いちかわハートフルプラン」を策定し、施策を計画的かつ総合的に推進してまいりました。



一方、国では、制度・分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会を推進しています。そこでは、今後、あらゆる面で障がいのある人の社会参加における障壁をなくし、合理的配慮による選択と自己決定のできる環境を充実させていくことが期待されています。

地域で暮らす誰もが「包摂（インクルージョン）」され、それぞれの個性を認め合う「多様性（ダイバーシティ）」を備えた社会は、きっと、誰にとっても居心地のよいものとなるはずです。令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「第4次いちかわハートフルプラン」では、国などの状況を踏まえ、こうした社会の実現を理念に加えて策定しました。

今後とも、「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、新型コロナウイルスの感染拡大により活動が制限される中、社会福祉審議会においてご審議いただきました委員の皆様、ヒアリングやパブリックコメントなどを通して貴重なご意見をいただきました市内の障がい者団体や自立支援協議会などの関係団体あるいは市民の皆様をはじめ、ご協力をいただきましたすべての皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年4月
市川市長

村越 祐民

-目次-

第1部 総論

第1章 第4次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯	2
第2節 第4次いちかわハートフルプランとは	4

第2章 障がい者福祉の現状と課題

第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き	7
第2節 本市の障害者手帳所持者数	10
第3節 前計画（第3次いちかわハートフルプラン）の達成状況	16
第4節 障がい者福祉に対する市民の意識	34
第5節 障がい児福祉に対する市民の意識	38
第6節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見	39
第7節 まとめ	55

第2部 市川市障害者計画

第1章 理念等

第1節 理念	58
第2節 将来像	59
第3節 基本目標	60
第4節 施策推進の方向	61
第5節 各施策に共通する横断的視点	62
第6節 理念等の構造	64

第2章 具体的な施策

第1節 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

第1項 子育て支援	66
第2項 学校教育	69

第2節 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

第1項 生涯学習	71
第2項 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	73

第3項 就労支援・雇用促進	75
第3節 生活支援の充実 ～地域で暮らす～	
第1項 障がい者やその家族の高齢化への対応	78
第2項 地域における生活の支援	80
第3項 コミュニケーション支援	83
第4節 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～	
第1項 相談	85
第2項 権利擁護	87
第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～	
第1項 健康づくり・予防	89
第2項 医療・リハビリテーション	91
第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～	
第1項 災害や感染症の対策	93
第2項 福祉のまちづくり	96
第3項 居住環境の整備	98
第7節 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～	
第1項 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供.....	100
第2項 支援人材の確保と質の向上	103
第3項 ネットワーク形成	106

第3部 第6期市川市障害福祉計画・第2期市川市障害児福祉計画

第1章 計画の方向性	110
第2章 成果目標と活動指標	113
第3章 障害者総合支援法に係るサービス等	
第1節 障害福祉計画に定める障害福祉サービス等の体系	120
第2節 障害福祉サービスの整備	
第1項 訪問系サービス	122
第2項 日中活動系サービス	124
第3項 居住系サービス	128
第3節 相談支援の整備	131

第4節 地域生活支援事業の整備

第1項 理解促進研修・啓発事業（必須事業）	134
第2項 自発的活動支援事業（必須事業）	136
第3項 相談支援事業（必須事業）	137
第4項 成年後見制度利用支援事業（必須事業）	140
第5項 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）	142
第6項 意思疎通支援事業（必須事業）	143
第7項 日常生活用具給付等事業（必須事業）	145
第8項 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）	147
第9項 移動支援事業（必須事業）	148
第10項 地域活動支援センター（必須事業）	149
第11項 市が自主的に取り組む事業（任意事業）	151

第4章 児童福祉法に係るサービス

第1節 障害児福祉計画に定める障害児通所支援等の体系	152
第2節 障害児通所支援等の整備	153

第4部 資料

第1章 資料

第1節 策定体制	158
第2節 策定の経過	159
第3節 市川市社会福祉審議会条例	160
第4節 市川市社会福祉審議会委員名簿	163
第5節 用語解説	164

※ この冊子中、「*」印がついた語句については、巻末に用語解説を載せています。

第1部
総論

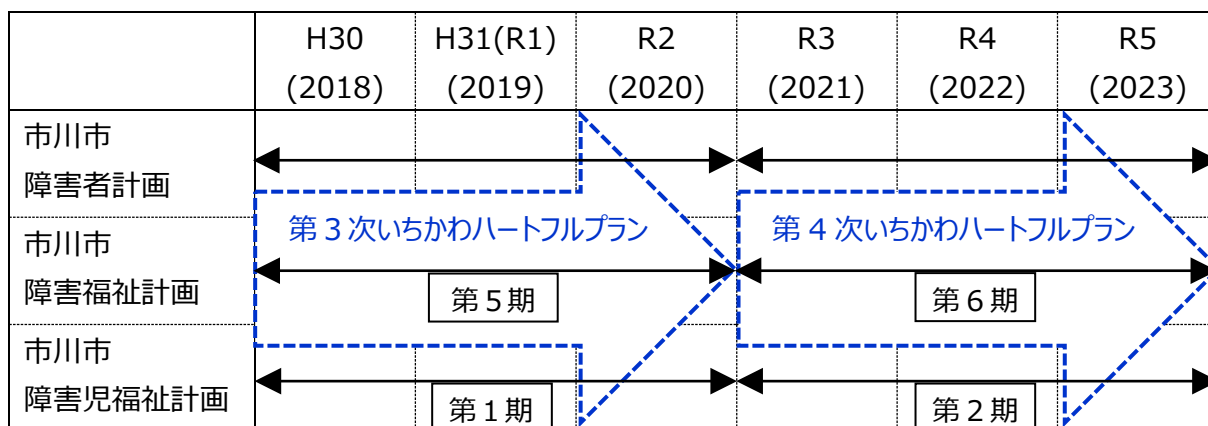
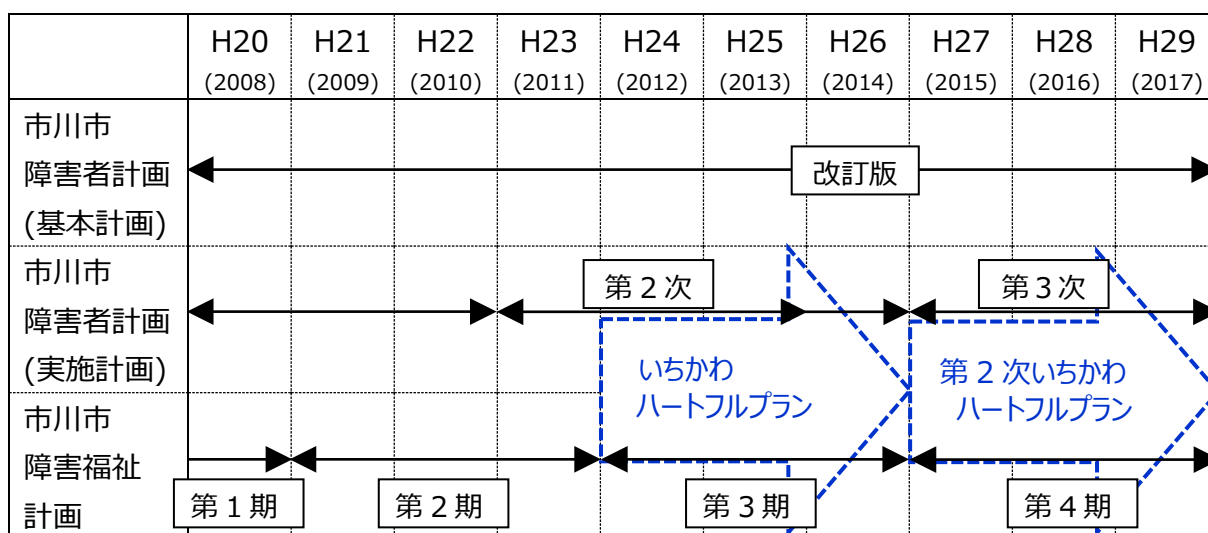
第1章 第4次いちかわハートフルプランの概要

第1節 これまでの経緯

- 本市では、平成10年3月に「市川市障害者施策長期計画」（計画期間：平成10年度から19年度まで）を策定し、これを総合的かつ計画的に推進してきました。
- この間、平成18年4月に障害者自立支援法（平成17年法律第123号。現「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。））が施行されたことに伴い、法施行と同時に第1期の市川市障害福祉計画（計画期間：平成18年度から平成20年度まで）を定めました。
- 平成20年3月には、市川市障害者施策長期計画の計画期間の終了に伴い、「市川市障害者計画（基本計画）」（計画期間：平成20年度から29年度まで）と「市川市障害者計画（実施計画）」（計画期間：平成20年度から22年度まで）を策定しました。
- この市川市障害者計画（基本計画）では、近年の新しい制度や枠組みへの対応はもとより、新たな課題への取組を進めるために、それまでの計画理念を引き継ぎながら、本市の将来像を「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」と定め、3つの基本目標と6つの施策推進の方向に沿って施策を計画的に推進してきました。
- 平成24年3月には、翌4月からの「第3期市川市障害福祉計画」（計画期間：平成24年度から26年度まで）に合わせて、平成23年度から25年度までを計画期間としていた「市川市障害者計画（第2次実施計画）」を1年間延長することで、両者をあわせて「いちかわハートフルプラン」として初めて定めました。
- 平成26年3月には、国の制度改革の動きや社会情勢の変化に対応するため、「市川市障害者計画（基本計画）」の改訂を行いました。

○平成 30 年 3 月には、「市川市障害者計画（基本計画）」、「第 2 次いちかわハートフルプラン（市川市障害者計画（第 3 次実施計画）、第 4 期市川市障害福祉計画）」の計画期間が同時に終了することに伴い、障がい者等*に関わる各法律の施行・改正の動向を踏まえ、市民にとってより分かりやすいものとするために、「市川市障害者計画」と「第 5 期市川市障害福祉計画・第 1 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 3 次いちかわハートフルプラン」とし、両計画の計画期間を平成 30 年度から令和 2 年度までと定めました。

○この度、これを引き継ぐ形で、「市川市障害者計画」と「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」をまとめて「第 4 次いちかわハートフルプラン」として定めるものです（計画期間：令和 3 年度から 5 年度まで）。



第 2 節 第 4 次いちかわハートフルプランとは

(1) 第 4 次いちかわハートフルプランとは

○第 4 次いちかわハートフルプランとは、次の 2 つの計画をセットにしたもののことをいいます。

- ・ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に基づく「市川市障害者計画」
- ・ 障害者総合支援法第 88 条第 1 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 第 1 項に基づく「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」

○後者の計画は、障害者総合支援法第 88 条第 6 項及び児童福祉法第 33 条の 20 第 6 項に「一体のものとして作成することができる」とされているため、本市では一体のものとして作成するものです。

(2) 「市川市障害者計画」とは

○「市川市障害者計画」とは、「市川市における障がい者のための施策に関する基本的な計画」（市町村障害者計画）（障害者基本法第 11 条第 3 項）のことであり、策定は市町村の義務となっています。

(3) 市町村障害者計画の内容

○市町村障害者計画の策定に当たっては、「障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ」ることとされています（障害者基本法第 11 条第 3 項）。

○市川市障害者計画の詳細については、第 2 部に記載します。

(4) 「第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画」とは

○「市川市障害福祉計画」とは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画のことであり、「障害福祉サービス*の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」とされています。

○「市川市障害福祉計画」は、平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間を計画

の期間とした「第 1 期市川市障害福祉計画」から、3 年ごとに作成されており、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画の期間とするこの度の計画は、第 6 期の計画に当たります。

- 「市川市障害児福祉計画」とは、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画のことであり、「障害児通所支援*及び障害児相談支援*の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」とされています。
- 「市川市障害児福祉計画」は、平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間を計画の期間とした「第 1 期市川市障害児福祉計画」の次期の計画に当たり、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を計画の期間としています。

(5) 市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容

市町村障害福祉計画、市町村障害児福祉計画の内容に関しては、障害者総合支援法第 88 条、児童福祉法第 33 条の 20 に、次のような規定があります。

○厚生労働大臣が定める「基本指針*」に即して定めるものとする。

○次に掲げる事項を定めること。

- ① 障害福祉サービス（障害児通所支援）、相談支援*（障害児相談支援）及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ② 各年度における指定障害福祉サービス*（指定通所支援*）、指定地域相談支援*又は指定計画相談支援*（指定障害児相談支援*）の種類ごとの必要な量の見込み
- ③ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

○前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めること。

- ① 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- ② 前項②の指定障害福祉サービス（指定通所支援）、指定地域相談支援又は指定計画相談支援（指定障害児相談支援）及び前項③の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

○当該市町村の区域における障がい者等（障がい児*）の数及びその障がいの状況

を勘案して作成すること。

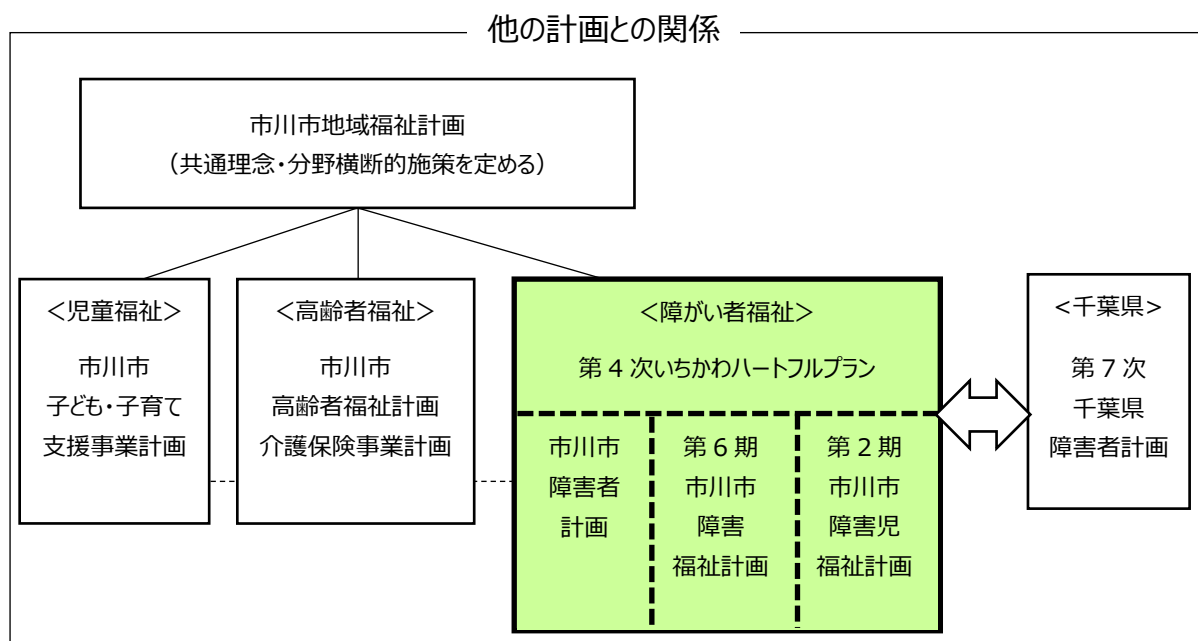
○当該市町村の区域における障がい者等（障がい児）の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するよう努めること。

○市町村障害者計画、市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障がい者等（障がい児）の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとする。

第 6 期市川市障害福祉計画・第 2 期市川市障害児福祉計画の詳細については、第 3 部に記載します。

(6) 他の計画との関係

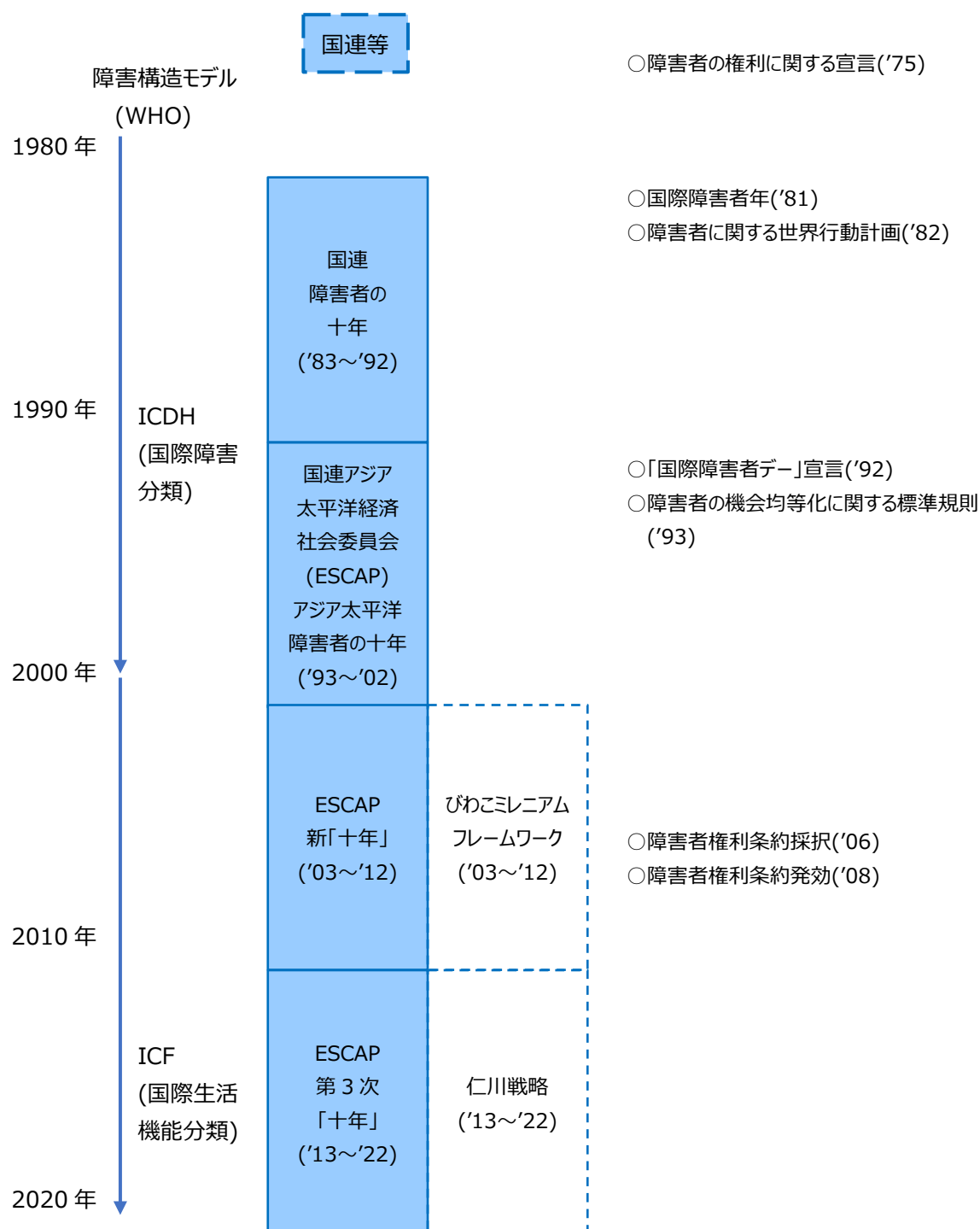
○第 4 次いちかわハートフルプランは、地域における福祉施策の共通理念や分野横断的な施策を定める「市川市地域福祉計画」との整合調和を図るほか、関連する他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



第2章 障がい者福祉の現状と課題

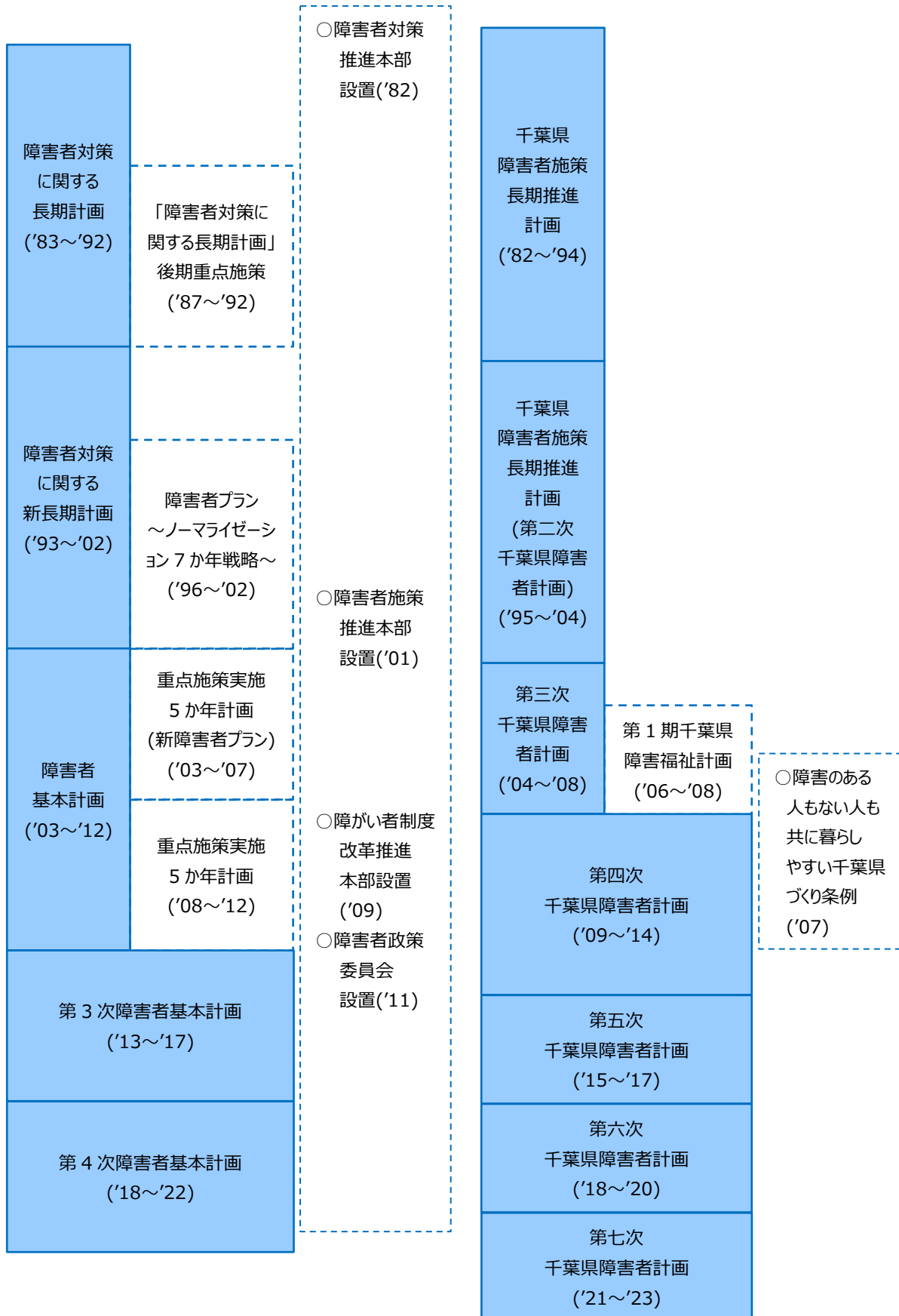
第1節 障がい者福祉をめぐる内外の動き

第1項 障がい者施策の動向

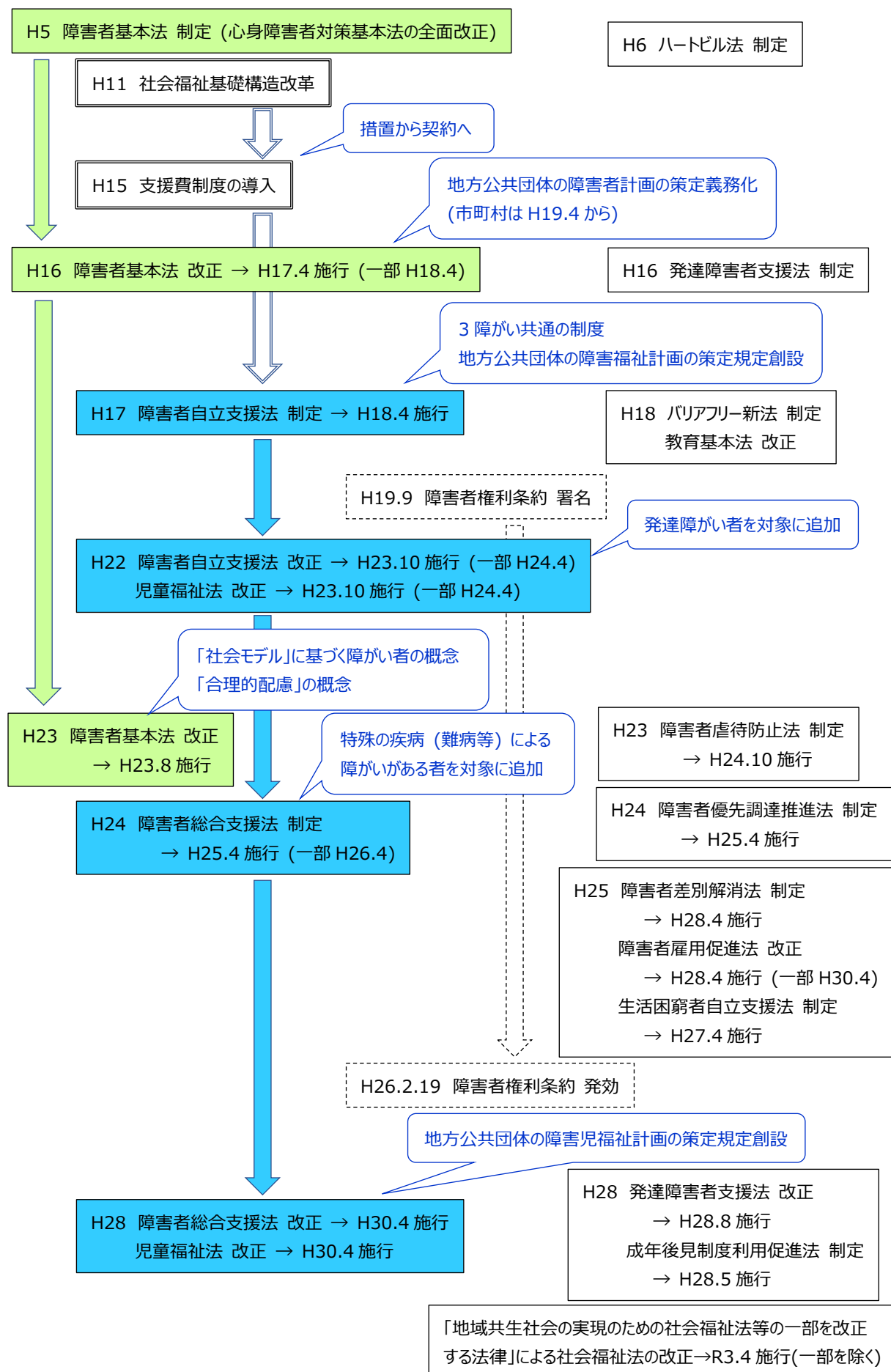


国の計画等

県の計画等



第2項 障がい者施策に関する国内法等の変遷



第 2 節 本市の障害者手帳所持者数

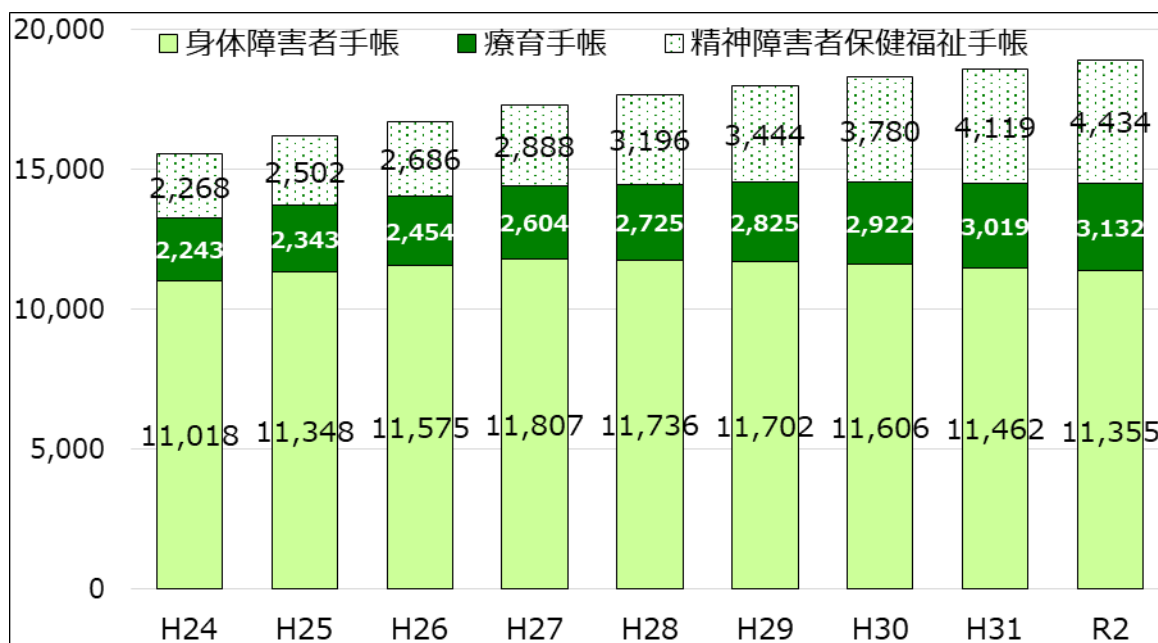
(1) 本市の障害者手帳所持者数

(単位；人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
身体障害者手帳 *	11,018 (300)	11,348 (285)	11,575 (268)	11,807 (265)	11,736 (266)	11,702 (267)	11,606 (243)	11,462 (231)	11,355 (220)
療育手帳 *	2,243 (694)	2,343 (711)	2,454 (741)	2,604 (805)	2,725 (852)	2,825 (846)	2,922 (841)	3,019 (872)	3,132 (896)
精神障害者保健福祉手帳 *	2,268 (9)	2,502 (15)	2,686 (20)	2,888 (29)	3,196 (52)	3,444 (52)	3,780 (70)	4,119 (99)	4,434 (111)
合計	15,529 (1,003)	16,193 (1,011)	16,715 (1,029)	17,299 (1,099)	17,657 (1,170)	17,971 (1,165)	18,308 (1,154)	18,600 (1,202)	18,921 (1,227)

※ H30年までは4月1日現在の数。H31年からは3月31日現在の数。

※ ()は、手帳所持者数のうち18歳未満の者の数。

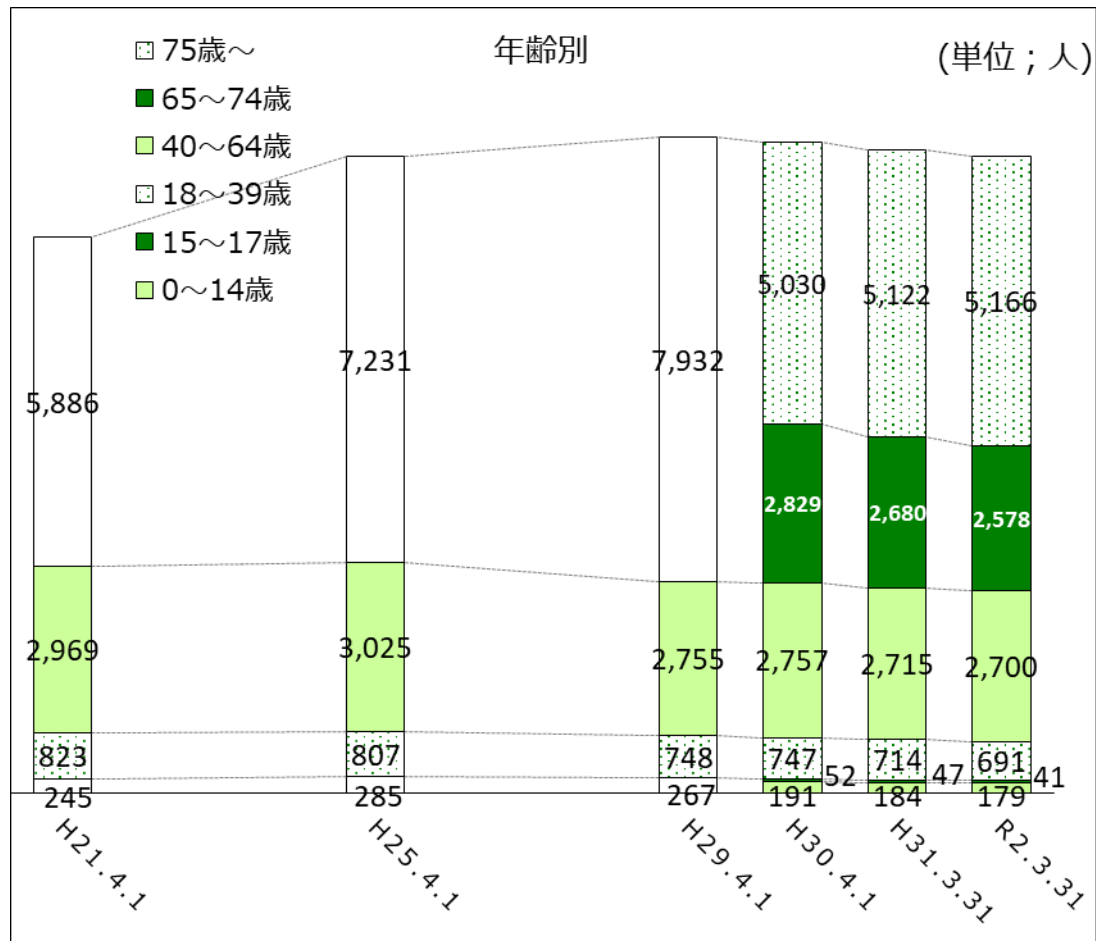
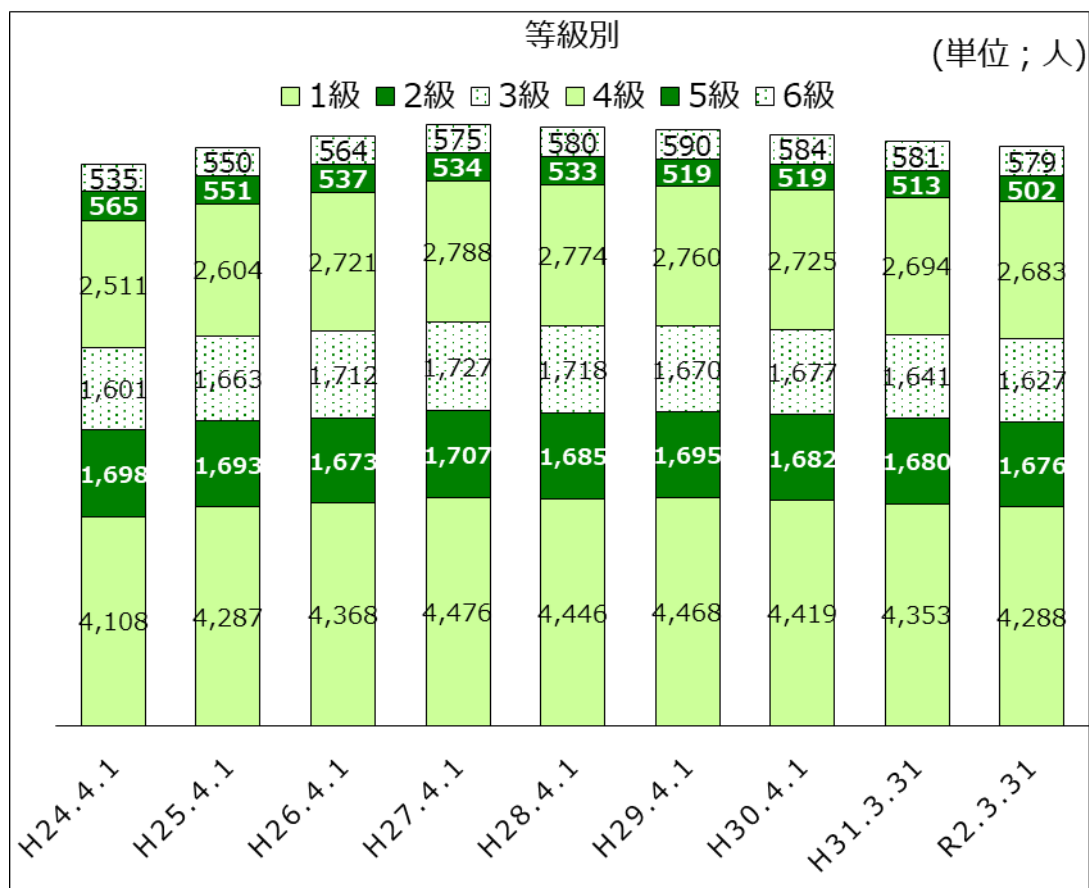


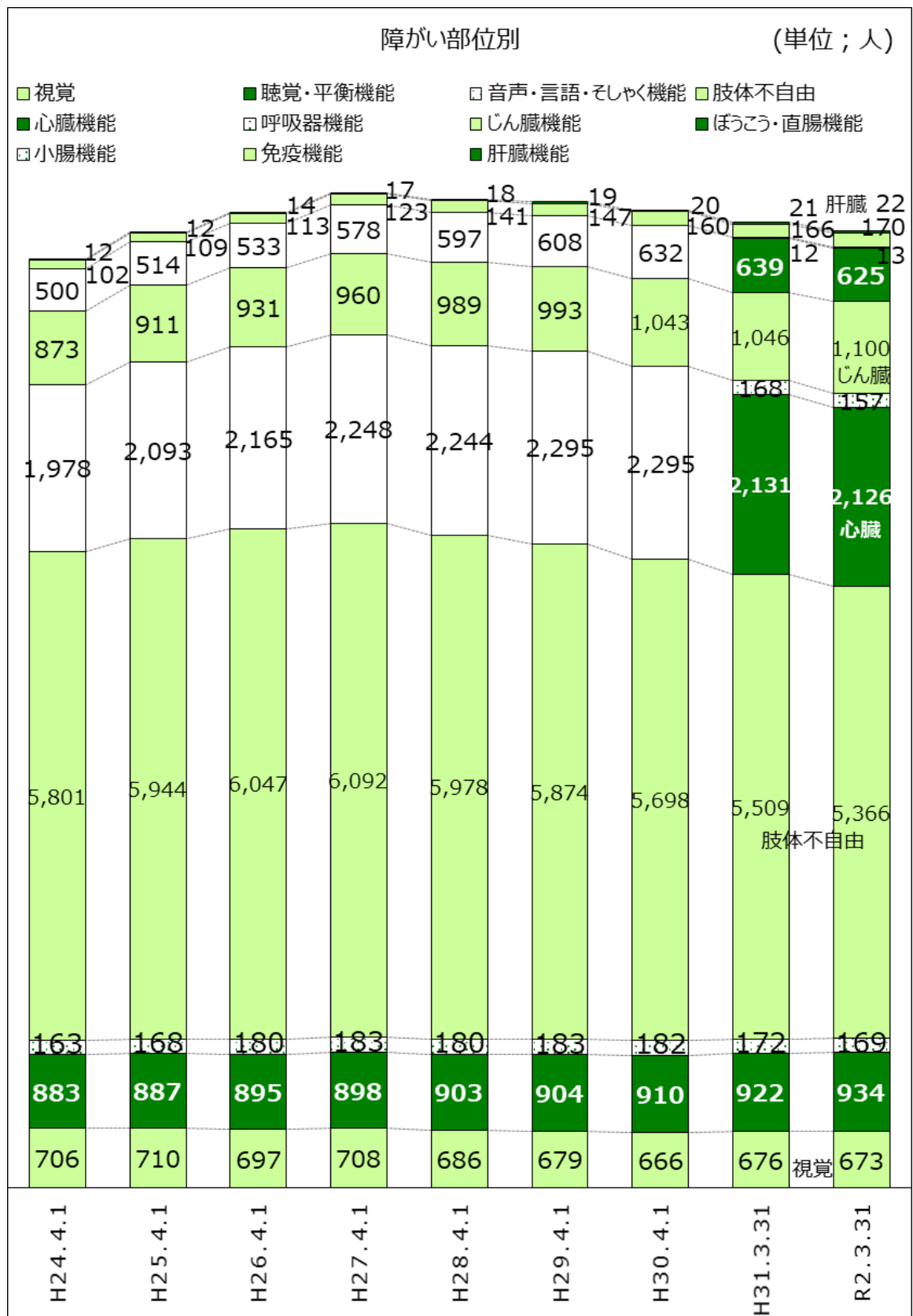
(2) 市内人口に占める障害者手帳所持者数の割合

	H24	H28	R2
身体障害者手帳所持者	2.3%	2.5%	2.3%
療育手帳所持者	0.5%	0.6%	0.6%
精神障害者保健福祉手帳所持者	0.5%	0.7%	0.9%
合計	3.3%	3.7%	3.8%
参考 (住民基本台帳)	人口 (A)	470,952人	478,542人
	世帯数 (B)	223,869世帯	233,877世帯
	平均世帯人員 (A/B)	2.10人	2.05人

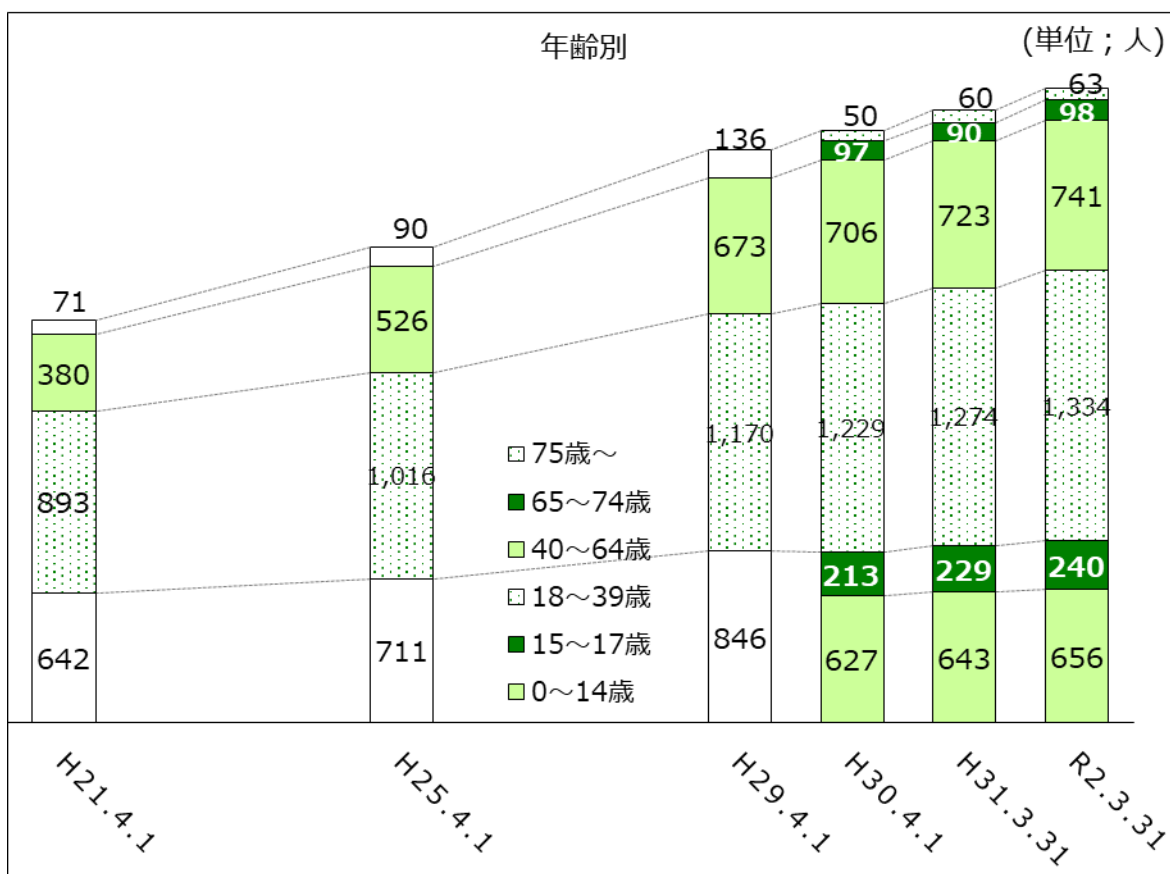
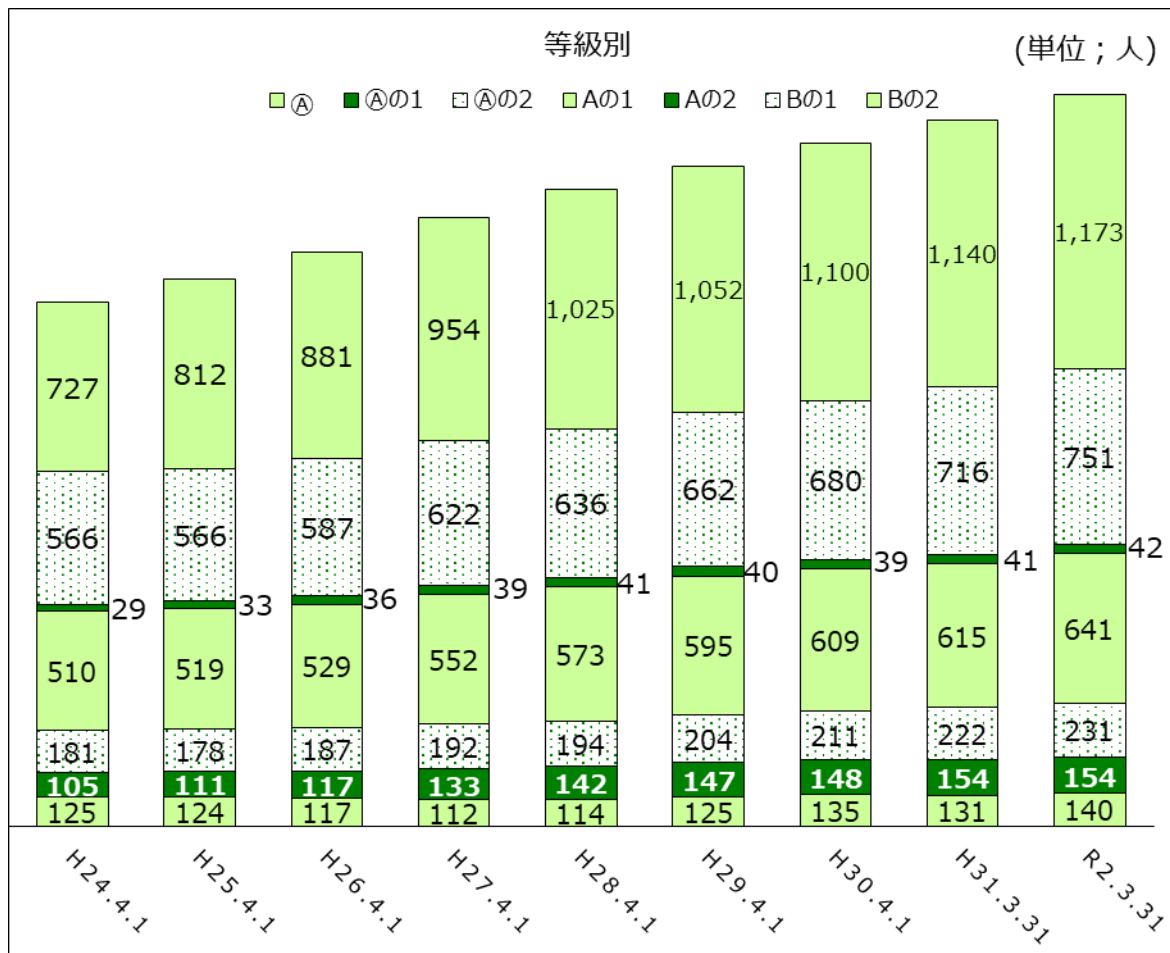
※ 人口及び世帯数は各年の3月31日現在の数。

(3) 本市の身体障害者手帳所持者数

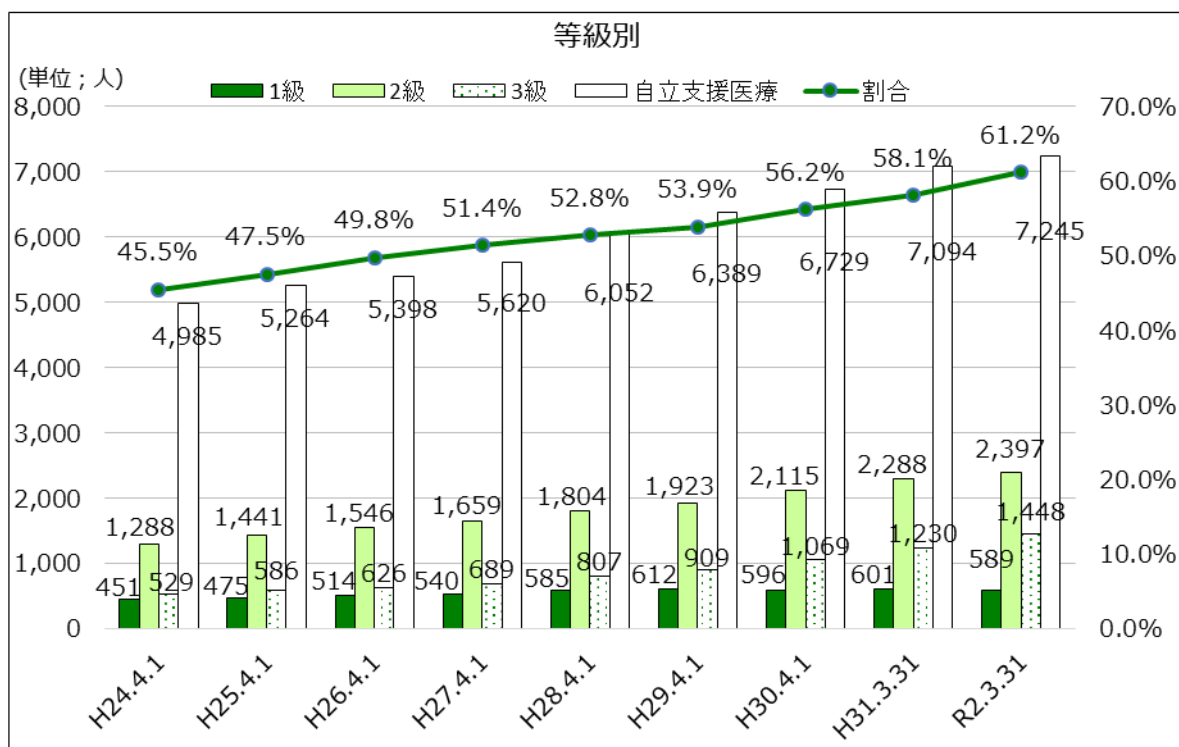




(4) 本市の療育手帳所持者数



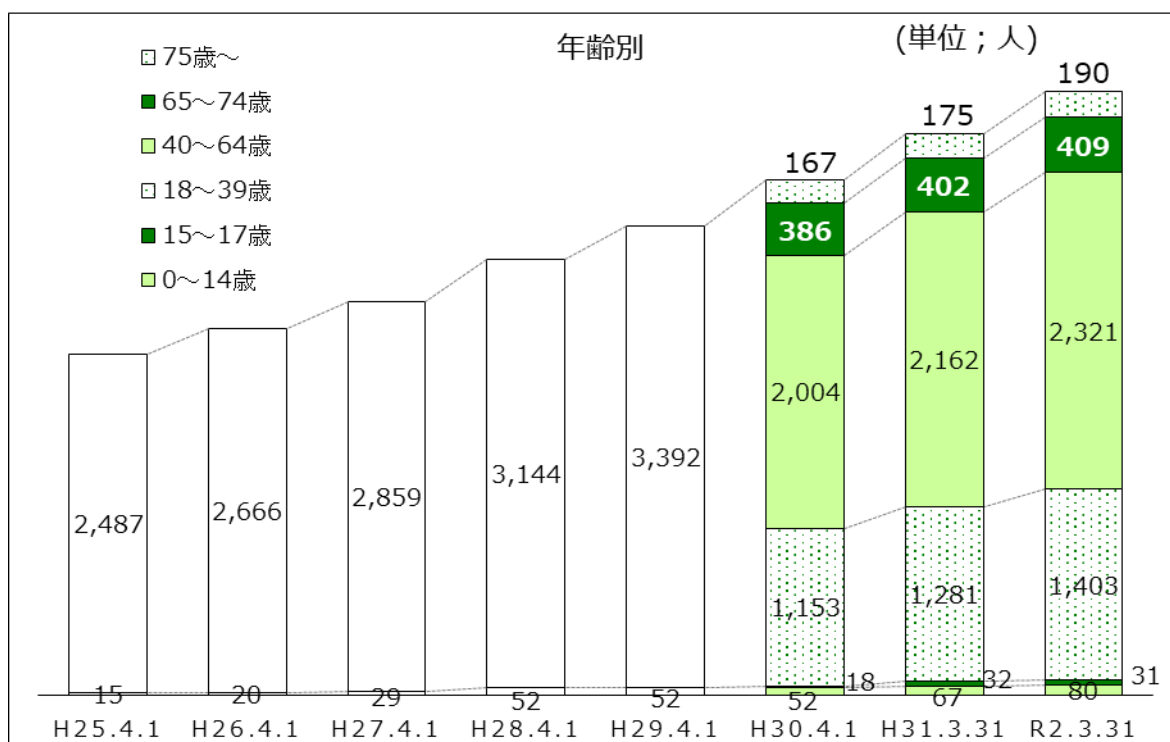
(5) 本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数



※「自立支援医療」=自立支援医療(精神通院医療) 受給者証所持者数。

※ 自立支援医療(精神通院医療)は、「精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者のうち通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神障害(てんかんを含む。)のある者に対し、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療」(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条の2第3号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第6条の19)。

※「割合」=自立支援医療(精神通院医療) 受給者数に対する精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合。



(6) 本市の障害者手帳所持者数の推計

(単位 ; 人)

	H30	H31	R2	<u>R3</u>	<u>R4</u>	<u>R5</u>
障害者手帳所持者数	18,308	18,600 (+1.59%)	18,921 (+1.73%)	<u>19,190</u> (+1.42%)	<u>19,459</u> (+1.40%)	<u>19,728</u> (+1.38%)
身体障害者手帳	11,606	11,462 (△1.24%)	11,355 (△0.93%)	<u>11,265</u> (△0.79%)	<u>11,175</u> (△0.80%)	<u>11,085</u> (△0.81%)
療育手帳	2,922	3,019 (+3.32%)	3,132 (+3.74%)	<u>3,236</u> (+3.32%)	<u>3,340</u> (+3.21%)	<u>3,444</u> (+3.11%)
精神障害者保健福祉手帳	3,780	4,119 (+8.97%)	4,434 (+7.65%)	<u>4,689</u> (+5.75%)	<u>4,944</u> (+5.44%)	<u>5,199</u> (+5.16%)

※ H30年までは4月1日現在の数。H31年からは3月31日現在の数。

※ ()は、対前年度増減率。

第3節 前計画（第3次いちかわハートフルプラン）の達成状況

第1項 重点施策について

(1) 相談支援・権利擁護体制の充実

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
指定特定相談支援事業所*箇所数	33 箇所	32 箇所	40 箇所
基幹相談支援センター*職員による関係会議 への出席種類数・回数（ネットワーク構築）	34 種類 166 回	49 種類 161 回	35 種類 171 回
「障害者虐待防止法」の認知度 （※e-モニターによる結果）	—	—	30.0%
「障害者差別解消法」の認知度 （※e-モニターによる結果）	—	—	40.0%
成年後見報酬助成延べ件数	30 件	34 件	18 件

○指定特定相談支援事業所数は、平成 27 年度からほぼ横ばいのまま推移しています。介護分野からの事業参入等をねらいとして「市川市障がい児・者相談支援ガイドライン研修」を開催するなどしましたが、事業所数増加には至っていません。計画相談支援*の体制整備が引き続き課題となっています。

(2) 就労支援の推進

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
一般就労への移行者数	87 人	89 人	125 人
年間一般就労移行率（※）	28.6%	24.7%	46.5%
就労定着支援事業による支援を開始した 時点から 1 年後の職場定着率（※ 各年 度の 3 月末時点）	100%	77.94%	80%以上
就労移行支援事業の利用者数（累計）	1,323 人	1,651 人	1,062 人
市からの業務発注の件数	16 件	15 件	12 件

（※… 市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合）

○一般就労への移行者数はやや増加傾向にあります（厚生労働省や千葉労働局の集計結果でも民間企業の雇用障がい者数は増加傾向）、一般就労移行率は減少傾

向にあることから、「障がい者*の就労は進んでいるものの、それを上回るペースで就労希望者が増えている」と考えられます。就労移行支援等のサービスに加え、今後も「アクセス」などによる一層の就労支援が求められます。

(3) 地域生活の充実

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
地域生活支援拠点等*整備数	－	－	1つ
指定一般相談支援事業所*箇所数	12 箇所	9 箇所	10 箇所
入所施設からの地域生活移行者数	19 人	21 人	19 人
精神科病院長期在院者数（※）	239 人	198 人	215 人
市内グループホーム*の定員数	187 人	209 人	195 人

（※… 本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して1年以上入院している人数）

- 地域生活支援拠点等の整備については、本市では「面的な体制」の整備を目指し、「相談」と「緊急時の受入れ・対応」の機能の優先的な整備を進めています。令和3年度以降も引き続き必要な機能の充実を進めます。
- 指定一般相談支援事業所箇所数については、平成27年度は7箇所、平成28年度は7箇所、平成29年度は11箇所、平成30年度は12箇所、令和元年度は9箇所でした。
- 精神科病院長期在院者数が減少傾向にあるなど、地域移行は推進されており、グループホーム定員数も増加傾向にあります。今後もグループホームの充実等に取り組んでいく必要があります。

(4) 災害対策の推進

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
避難行動要支援者*名簿の登録者数の増加率（対平成30年度比・障がい分）	3,319 人	3,307 人	3,485 人 (H30 年度比 5%増)
自治会等への啓発事業回数	3 回	3 回	4 回
総合防災訓練への障害者団体連絡会からの参加	1 回	1 回	1 回

○避難行動要支援者名簿の登録者数は、ほぼ横ばいとなっています。最終的に登録の是非を判断するのはご本人ですが、平常時から避難支援等関係者（避難支援等の実施に携わる関係者）に自身のことを知られることに不安を覚える方も多いようです。登録制度をより理解していただけるよう、今後も周知を進めます。

(5) 障がい児支援の推進

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
保育所等訪問支援事業延べ訪問回数	32 回	73 回	150 回
地域職員向け研修の参加人数	373 人	400 人	400 人
主に重症心身障がい児*を支援する児童発達支援センター*及び放課後等デイサービス事業所の数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
指定障害児相談支援事業所*箇所数	22 箇所	22 箇所	30 箇所

○保育所等訪問支援については、利用者が限られており、今後も制度の周知を図っていく必要があります。

(6) 人材の確保と育成

	H30 実績	R1 実績	R2 見込
障がい児者相談支援ガイドライン研修平均受講者数	72.3 人	75.0 人	85 人
相談支援グループスーパービジョン参加事業所数	31 箇所	28 箇所	36 箇所
市内法人における入職率（※）と離職率（※）の差	1.00 ポイント	-1.06 ポイント	5 ポイント以上

（※… 本市に本部を置く障害福祉サービス等を実施する法人における当該年度の入（離）職者数を在籍職員数で除した割合）

○人材の確保・育成については、研修の実施等による取組を今後も工夫しながら続けていきます。

○入職率と離職率の差については、事業者への調査により数値を算出しましたが、年によって回答数に差があったこともあり、数値にばらつきが見られました。

第 2 項 市川市障害者計画について

(1) 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～

① 子育て支援

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
保育園巡回相談事業	保育園巡回件数	55 回	70 回	75 回
		48 回	91 回	—

② 学校教育

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
特別支援教育推進事業	市川スマイルプラン* の作成率 (※)	2.1%	2.4%	2.7%
		2.3%	2.4%	—

(※… 通常学級に在籍し通級指導教室に入級していない児童生徒のうち、市川スマイルプランを作成している者の割合)

○市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）は、特別支援学級在籍及び通級指導教室で指導を受けている児童生徒については平成 30 年 8 月より作成が義務化されました。通常学級に在籍している児童生徒については、保護者からの要望により市川スマイルプランを作成しますが、市川スマイルプランの役割について周知が進んだため、作成率は増加しています。

(2) 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～

① 生涯学習

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	手話通訳・要約 筆記の派遣件数	10 件	11 件	12 件
		14 件	6 件	—

② スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障がい者スポーツ事業	障がい者軽スポーツ 教室への参加人数	100 人	100 人	100 人
		131 人	32 人	－

③ 就労支援・雇用促進

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
優先調達推進事業	調達件数	10 件	11 件	12 件
		16 件	15 件	－
就労支援に関わる研修	開催回数	1 回	1 回	1 回
		1 回	－	－

- 「市主催講座・講演等における合理的配慮の推進」については、庁内各課において独自に予算措置して手話通訳者や要約筆記者等の配置を進めており、障がい者支援課での令和元年度派遣数は 6 件と減少しました。
- 「障がい者スポーツ事業」については、参加者数が伸びておらず、今後の周知活動の促進が課題となっています。
- 「就労支援に関わる研修」については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、令和元年度は実施しませんでした。

(3) 生活支援の充実 ～地域で暮らす～

① 福祉サービス

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
精神障がい等に関する講演会・研修会の開催	実施回数/参加 延べ人数	1 回/50 人	2 回/100 人	3 回/150 人
		7 回/204 人	7 回/306 人	－

② コミュニケーション・移動サービス

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
失語症会話パートナー* 派遣事業	会話パートナー派遣 人数	130 人	130 人	130 人
		152 人	162 人	－

- 「精神障がい等に関する講演会・研修会の開催」では、令和元年度に事業者向けに発達障がい*の対応についての講義を実施し、多数の参加者が得られました。引き続き講演会・研修会等の取組を進めます。

(4) 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～

① 相談・情報提供

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
相談支援グループスーパービジョン	実施回数/延べ事例提出事業所数	18 回/36 箇所	18 回/36 箇所	18 回/36 箇所
		17 回/31 箇所	14 回/28 箇所	－

② 権利擁護

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度* 利用支援事業	相談実件数（障がい分）/啓発回数	60 件/10 回	60 件/10 回	60 件/10 回
		36 件/16 回	39 件/15 回	－

- 「相談支援グループスーパービジョン」において困難事例の検討等、計画相談支援の従事者のスキルアップを図りました。今後も内容を工夫しながら引き続き支援の質の向上を図っていきます。なお、令和元年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、開催回数が当初の予定を下回りました。

(5) 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～

① 健康づくり・予防

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
ゲートキーパー養成研修	研修の開催回数	2 回	2 回	2 回
		2 回	4 回	－

② 医療・リハビリテーション

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	情報交換会の開催回数	2 回	2 回	2 回
		1 回	1 回	－

- 「身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業」において、情報交換会の開催により関係機関の連携の構築を図りました。今後も、障がい者のライフステージの変化に応じ、必要なリハビリテーションが受けられる体制を整備するため、事業者との連携体制を構築していきます。

(6) 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～

① 福祉のまちづくり

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
新第 1 庁舎整備事業	多機能トイレの設置箇所数	工事中	工事中	7 箇所
		工事中	工事中	－

② 居住環境の整備

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
住まいに関する検討会議の開催	開催回数	2 回	2 回	2 回
		1 回	2 回	－

③ 災害対策・防犯

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
避難行動要支援者対策事業	新制度施行後の名簿登録者数の増加率（対平成 30 年度比・障がい分）	新制度施行年度の名簿登録者数	3,419 人 (+ 3%)	3,485 人 (+ 5%)
		3,319 人	3,307 人	—

○「住まいに関する検討会議の開催」では、住宅の確保に配慮を必要とする方からの問合せを受ける関係各課間で、情報や課題などの共有を図りました。

○「避難行動要支援者対策事業」については、前述（「第 1 項 重点施策について」の「(4)災害対策の推進」）のとおりです。

(7) 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

① 理解促進

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障がいに関する理解啓発事業	開催回数/参加人数	1 回/300 人	1 回/300 人	1 回/300 人
		1 回/450 人	1 回/380 人	—

② 交流の機会・場づくり

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
福祉の店運営支援事業	出店回数	270 回	270 回	270 回
		289 回	256 回	—

③ 人材確保・育成

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
障がい児者相談支援ガイドライン研修	平均受講者数	85 人	85 人	85 人
		72.3 人	75.0 人	—

④ ネットワーク形成

	指標	H30 目標	R1 目標	R2 目標
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
基幹相談支援センターによるネットワーク構築	基幹相談支援センター職員による関係会議への出席種類数・出席回数	34 種類・ 160 回	35 種類・ 166 回	35 種類・ 171 回
		34 種類・ 166 回	49 種類・ 161 回	—

- 「障がいに関する理解啓発事業」（障害者週間*イベントの開催）や「福祉の店運営支援事業」については、ほぼ計画どおり実施しました。今後も障がいについての理解啓発に努めていきます。
- 「障がい児者相談支援ガイドライン研修」は、市川市自立支援協議会*相談支援部会にて毎年工夫しながら企画・実施しています。今後も引き続き相談支援の担い手の確保・育成を図ります。

第3項 第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画について

(1) 成果目標

① 施設入所者の地域生活移行

(ア) 各年度末時点の施設入所支援の決定者数

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
施設入所支援の決定者数	210 人	201 人	197 人	198 人	205 人以下

(イ) 平成 28 年度末時点における施設入所者数 (= 210 人) の 9%以上が令和 2 年度末までに地域生活へ移行したかどうか

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
入所施設からの地域生活移行者数 (累計数)	8 人 (3.8%)	16 人 (7.6%)	19 人 (9.0%)	21 人 (10.0%)	19 人以上 (9.0%)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	—	—	設置	設置	設置
精神科病院長期在院者数 (※)	239 人	264 人	239 人	198 人	215 人以下

(※… 本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数)

③ 地域生活支援拠点等の整備

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
地域生活支援拠点等の整備数	—	—	—	—	1 つ

④ 一般就労への移行の促進

	H28	H29	H30	R1	R2 目標
一般就労への移行者数	83 人	94 人	87 人	89 人	125 人
就労移行支援事業の利用者数（累計数）	885 人	1,052 人	1,323 人	1,651 人	1,062 人
就労移行率 30%以上を達成した就労移行支援事業所の割合	66.7%	46.2%	36.4%	27.3%	50%以上
就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率（※1）	—	—	100%	77.94%	80%以上
年間一般就労移行率（※2）	36.7%	—	28.6%	24.7%	46.5%

（※1… 各年度の3月末時点）

（※2… 市内の就労移行支援事業所の利用者及び障害者就労支援センター「アクセス」の就職活動支援登録者のうち一般就労に移行した人の割合）

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備

	H30	R1	R2 目標
児童発達支援センターの整備数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
一月に保育所等訪問支援を利用する児童の数	2 人/月	5 人/月	6 人/月
重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援センター及び放課後等デイサービスの数	4 箇所	4 箇所	4 箇所
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置	設置

○成果目標については、多くの項目で達成の見込みですが、主に「④一般就労への移行の促進」において達成が厳しい項目が見られます。「第1項 重点施策について」の「(2)就労支援の推進」でも述べたとおり、「障がい者の就労は進んでいる

ものの、それを上回るペースで就労希望者が増えている」現状があると考えられ、今後も「アクセス」などによる一層の就労支援が求められます。

(2) 障害福祉サービス

(※ 表中「必要な量等」とは、「成果目標を達成するために必要な量等」を表します。)

① 訪問系サービス*

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
居宅介護	513 実人/月 11,215 時間/月	531 実人/月 11,352 時間/月	549 実人/月 11,490 時間/月
	517 実人/月 11,180 時間/月	531 実人/月 10,601 時間/月	—
重度訪問介護	18 実人/月 4,191 時間/月	18 実人/月 4,317 時間/月	18 実人/月 4,447 時間/月
	16 実人/月 3,539 時間/月	21 実人/月 3,837 時間/月	—
同行援護	56 実人/月 1,639 時間/月	56 実人/月 1,671 時間/月	56 実人/月 1,705 時間/月
	64 実人/月 1,662 時間/月	67 実人/月 1,529 時間/月	—
行動援護	11 実人/月 247 時間/月	11 実人/月 257 時間/月	11 実人/月 267 時間/月
	11 実人/月 223 時間/月	10 実人/月 179 時間/月	—
重度障害者等包括支援	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月
	0 実人/月 0 時間/月	0 実人/月 0 時間/月	—

② 日中活動系サービス*

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
生活介護	727 実人/月 14,330 延人日/月	738 実人/月 14,568 延人日/月	750 実人/月 14,806 延人日/月
	754 実人/月 14,036 延人日/月	768 実人/月 14,230 延人日/月	—
自立訓練(機能訓練)	17 実人/月 153 延人日/月	18 実人/月 161 延人日/月	19 実人/月 169 延人日/月
	6 実人/月 53 延人日/月	3 実人/月 42 延人日/月	—
自立訓練(生活訓練)	84 実人/月 1,141 延人日/月	89 実人/月 1,244 延人日/月	94 実人/月 1,346 延人日/月
	54 実人/月 716 延人日/月	58 実人/月 706 延人日/月	—
就労移行支援	139 実人/月 2,441 延人日/月	140 実人/月 2,548 延人日/月	141 実人/月 2,654 延人日/月
	178 実人/月 2,800 延人日/月	189 実人/月 2,987 延人日/月	—
就労継続支援 A 型 (雇用型)	133 実人/月 2,595 延人日/月	146 実人/月 2,855 延人日/月	161 実人/月 3,140 延人日/月
	139 実人/月 2,533 延人日/月	154 実人/月 2,877 延人日/月	—
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	420 実人/月 7,459 延人日/月	436 実人/月 7,829 延人日/月	453 実人/月 8,199 延人日/月
	428 実人/月 6,978 延人日/月	456 実人/月 7,292 延人日/月	—
就労定着支援	103 実人/月	114 実人/月	125 実人/月
	49 実人/月	72 実人/月	—
療養介護	14 実人/月 432 延人日/月	14 実人/月 445 延人日/月	15 実人/月 457 延人日/月
	15 実人/月 453 延人日/月	16 実人/月 483 延人日/月	—

短期入所(福祉型)	170 実人/月 849 延人日/月	187 実人/月 888 延人日/月	205 実人/月 927 延人日/月
	172 実人/月 1,061 延人日/月	182 実人/月 1,142 延人日/月	—
短期入所(医療型)	1 実人/月 7 延人日/月	1 実人/月 8 延人日/月	1 実人/月 9 延人日/月
	3 実人/月 13 延人日/月	2 実人/月 10 延人日/月	—

③ 居住系サービス*

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
自立生活援助	9 実人/月	12 実人/月	16 実人/月
	6 実人/月	9 実人/月	—
共同生活援助	237 実人/月	253 実人/月	269 実人/月
	252 実人/月	267 実人/月	—
施設入所支援	208 実人/月	207 実人/月	205 実人/月
	194 実人/月	194 実人/月	—

○介護給付費及び訓練等給付費では、支出件数、支出額ともに年々増加傾向にあります。今後も、必要とする方へ必要な支給決定*を行っていきます。

(3) 相談支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
計画相談支援	545 実人/月	585 実人/月	625 実人/月
	645 実人/月	573 実人/月	—
地域移行支援*	5 実人/月	5 実人/月	5 実人/月
	4 実人/月	4 実人/月	—
地域定着支援*	39 実人/月	39 実人/月	39 実人/月
	24 実人/月	24 実人/月	—

○計画相談支援については、事業所数が依然として横ばいの状況です。今後も人材確保や質の向上に向けた取組が必要です。

(4) 地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

② 自発的活動支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—

③ 相談支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害者相談支援事業	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	3 箇所	3 箇所	—
基幹相談支援センター	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	2 箇所	2 箇所	—
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
	実施	実施	—
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施
	実施	実施	—

④ 成年後見制度利用支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度利用支援事業	実利用者 15 人	実利用者 16 人	実利用者 18 人
	実利用者 30 人	実利用者 34 人	—

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	実施	実施	－

⑥ 意思疎通支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	947 延利用人/年	994 延利用人/年	1,044 延利用人/年
	109 実利用人/年	115 実利用人/年	120 実利用人/年
	973 延利用人/年	871 延利用人/年	－
	123 実利用人/年	143 実利用人/年	
手話通訳者設置事業	設置人数 4 人	設置人数 4 人	設置人数 4 人
	設置人数 3 人	設置人数 3 人	－

(※ 「設置人数」は職員数。日々の配置数は 1 日当たり 2～3 人。)

⑦ 日常生活用具給付等事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
介護訓練支援用具	年間延給付 44 件	年間延給付 44 件	年間延給付 50 件
	年間延給付 30 件	年間延給付 10 件	－
自立生活支援用具	年間延給付 59 件	年間延給付 59 件	年間延給付 58 件
	年間延給付 53 件	年間延給付 46 件	－
在宅療養等支援用具	年間延給付 47 件	年間延給付 47 件	年間延給付 48 件
	年間延給付 36 件	年間延給付 50 件	－
情報・意思疎通支援用具	年間延給付 62 件	年間延給付 62 件	年間延給付 65 件
	年間延給付 88 件	年間延給付 139 件	－
排泄管理支援用具	年間延給付 6,934 件	年間延給付 6,934 件	年間延給付 7,019 件
	年間延給付 7,516 件 (実人数 711 人)	年間延給付 7,855 件 (実人数 729 人)	－
住宅改修費	年間延給付 9 件	年間延給付 9 件	年間延給付 9 件
	年間延給付 5 件	年間延給付 5 件	－

(※ 「実人数」は、その年度中に一度でも給付を受けたことがある者の数。)

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者 13 人	実講習修了者 13 人	実講習修了者 13 人
	実講習修了者 11 人	実講習修了者 22 人	—

⑨ 移動支援事業

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
移動支援事業	80 箇所 582 実人/年 延利用 55,361 時間/年	81 箇所 586 実人/年 延利用 55,883 時間/年	83 箇所 590 実人/年 延利用 56,406 時間/年
	85 箇所 563 実人/年 延利用 55,681 時間/年	88 箇所 584 実人/年 延利用 54,863 時間/年	—

⑩ 地域活動支援センター

	単位	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
		H30 実績	R1 実績	R2 実績
地域活動支援センターⅠ型	箇所 平均実利用人/日	0 箇所・0 人 0 箇所・0 人	0 箇所・0 人 0 箇所・0 人	0 箇所・0 人 —
地域活動支援センターⅡ型	箇所 平均実利用人/日	1 箇所・8 人 1 箇所・6 人	1 箇所・9 人 1 箇所・5 人	1 箇所・10 人 —
地域活動支援センターⅢ型	箇所 平均実利用人/日	8 箇所・60 人 9 箇所・65 人	8 箇所・60 人 9 箇所・60 人	8 箇所・60 人 —

○成年後見制度の利用は、着実に増加しており、今後も必要な方が制度を利用できるよう取組を進めていく必要があります。

○日常生活用具給付等事業については、平成 31 年度からは人工鼻を、令和 2 年度からは人工内耳体外器を給付対象に加えました。

(5) 障害児相談支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
障害児相談支援	124 実人/月	162 実人/月	200 実人/月
	97 実人/月	63 実人/月	—

○指定障害児相談支援事業所数は、指定特定相談支援事業所数と同様、ほぼ横ばいとなっています。

(6) 障害児通所支援

	H30 必要な量等	R1 必要な量等	R2 必要な量等
	H30 実績	R1 実績	R2 実績
児童発達支援	289 実人/月 3,276 延人日/月	308 実人/月 3,717 延人日/月	326 実人/月 4,157 延人日/月
	353 実人/月 3,148 延人日/月	302 実人/月 3,398 延人日/月	—
医療型児童発達支援	27 実人/月 248 延人日/月	27 実人/月 260 延人日/月	27 実人/月 271 延人日/月
	16 実人/月 98 延人日/月	13 実人/月 98 延人日/月	—
放課後等デイサービス	660 実人/月 5,817 延人日/月	733 実人/月 6,657 延人日/月	806 実人/月 7,497 延人日/月
	806 実人/月 7,862 延人日/月	724 実人/月 8,187 延人日/月	—
保育所等訪問支援	11 実人/月 22 延人日/月	16 実人/月 32 延人日/月	20 実人/月 40 延人日/月
	2 実人/月 4 延人日/月	5 実人/月 6 延人日/月	—
居宅訪問型児童発達支援	1 実人/月 4 延人日/月	1 実人/月 8 延人日/月	3 実人/月 12 延人日/月
	0 実人/月 0 延人日/月	0 実人/月 0 延人日/月	—

○「第 1 項 重点施策について」の「(5)障がい児支援の推進」でも触れましたが、保育所等訪問支援については、利用者が限られており、今後も制度の周知を図っていく必要があります。

第 4 節 障がい者福祉に対する市民の意識

平成 28 年度に実施した「障がいのある方々の暮らしと福祉の意識調査」の結果については、次のとおりまとめました。

(1) 生活環境についてのニーズ

① 経済の安定と医療、情報が確保され災害時も安心なまちづくりが求められている

○“暮らしに困らないだけの収入があること”、“災害の情報が確保され安全に避難できること”、“費用の心配をせずに必要な医療を受けられること”についてニーズが高い傾向が見られました。

○情報については、災害にとどまらず、日常生活のなかで自分に必要な情報が確保できることも、高次脳機能障がい*、聴覚・平衡機能障がい、難病*のある市民でニーズが高い結果となっています。

② 就労機会の充実と定着への支援が求められている

○特に知的障がい、精神障がいのある方では、“様々な職場が選べること”、“障がいのある人もない人も同じように評価されること”、“必要な技術や知識を学ぶ場があること”など、職場・職業能力に関する事柄について、関心が高くなっています。

○障がいのある方の就労状況については、身体障がいのある方でも、20～59 歳の層でおよそ半数程度でした。知的障がいのある方では、20～49 歳の層で、福祉施設で働く割合が 4 割程度、一般就労は 2～3 割であり、精神障がいのある方では、20～39 歳の層で、福祉施設で働く割合が 1 割程度、一般就労で 3～4 割となっています。

○知的障がいのある方では、生活環境の要素として、仕事や趣味、仲間と過ごす時間があることへのニーズが高く、就労機会においても、仲間と一緒に働ける福祉施設を希望される方が多くなっています。

(2) 福祉サービスについて

① 生活支援、日中活動の場に対する利用意向が高い

- 身体障がいのある市民では、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付・貸出しなどのほか、自立訓練や居宅介護の利用が高くなっています。
- 知的障がいのある市民では、レスパイトサービス*や移動支援などの介護者の負担軽減につながるサービス、福祉施設における自立や職業技術の訓練などの本人の日中活動サービスが現在よく利用されており、今後の利用希望も高くなっています。
- グループホーム、ショートステイ*については、今後の利用希望が高く、住まいの確保と介護者支援のサービスの充実が求められています。
- 精神障がいのある方においては、相談窓口・ケースワーカーが現在よく利用されているとともに、今後の利用意向も高く、一層の充実が求められています。

(3) 権利、社会の理解について

① いじめや差別などの問題解決には、相談の充実、社会の理解が重要とされている

- 障がいのある方のおよそ2割は、障がいのために仕事や就職をあきらめたり我慢したりしたことがあり、およそ1割の方が、異性との付き合いや結婚についても妥協の経験があると回答しています。
- 権利が奪われたと感じることとして、障がいを理由とするいじめや差別、入学や入社の拒否、施設への入所・入院の強制などが挙げられています。
- こうした問題の解決のために、障がいのある方のおよそ6割が、助言してくれる相談窓口や法的な相談などの充実を求めているほか、必要に応じて調査や指導を行う制度の充実などを必要としています。また、障がいのある方のおよそ2割が、障がい者の権利についての社会意識を高めることを求めています。

(4) 市民の関心について

① 障害者手帳を所持しない方の障がい者福祉に対する関心は相対的に低く、障がい者支援の活動に参加したことがある割合は3割程度

- 16歳以上の障害者手帳を所持しない市民500人を対象にした意識調査の結果によれば、健康・福祉の分野において関心のある領域として、障がい者の福祉

を挙げる割合は少なく、また、近所付き合いや学校、職場などで障がい者と何らかの関わりのある市民の割合も低い傾向が見られます。

- 障がい者を支援する活動経験のある方の割合は 3 割程度ありましたが、その多くは募金への協力であって、直接のコミュニケーションが必要となる活動（福祉施設の催しへの協力、交流活動への参加、介助などの活動）を経験したことがある方は 5%前後にとどまっています。
- また、困っている障がい者に対して“積極的に声をかけて手助けするようにしている”と回答した方は全体の 2 割程度であり、市民の多くは、“これまでにそうした機会はない”、又は、“求められれば手助けする”としています。ただし、障がい者支援活動の経験のある方は、困っている障がい者に対して積極的に声をかけて手助けするようにしている割合が高く、実際にふれ合う場や機会があることが理解や助け合いの意識の醸成にとって有効であることが示されています。

(5) ノーマライゼーション*の実現について

- ① 働く場、社会の理解についての必要性は、障がいの有無に関わらず重視されている
- 障がいのある方からは、就業や教育の場から医療、住まい、社会の理解や交流、手当にいたるまで、多岐に渡る取組がまんべんなく行われることが重要とされています。なかでも、“働く場を増やすこと”、“安心して相談できるところを増やす”、“障がい者を手助けする人材を育成すること”、“障がい者に対する市民の理解を深める”などが上位に挙げられています。
- 障害者手帳を所持しない方においては、“働く場を増やすこと”、“子どもたちが障がい者について学んだりする機会を増やすこと”、“介助している人を助けるサービス”、“まちのバリアフリー化”などが重視されています。特にバリアフリー化の問題点としては、物理的な面では歩道や公共交通機関の使いにくさ、社会的な面では障がい者の雇用に関わる企業や役所の取組の不足、障がいのある児童のための学校や指導者の不足、心理的な面では無関心、心ない言葉や態度が挙げられています。

- 回答者の多くが介助者の知的障がい者では、「親としては自立を望んでおり、そのためには社会の理解が不可欠だと思っているが、現実がそうっていない」といった意識がうかがえます。
- 回答者の多くが本人の精神障がい者では、「自立したいが、健康状態（病状）や対人関係に自信がなく、社会との付き合いにも積極的になりにくい」といった意識が見られます。
- 障害者手帳を所持しない方では、全般的に障がい者福祉に対する関心は未だ高くなく、この設問でも“働く場を増やす”、“子どもの教育機会”、“バリアフリー化”などが上位にあり、障がいのある方の生活に対してやや実感が薄いことがうかがわれます。

第 5 節 障がい児福祉に対する市民の意識

平成 29 年 7～8 月に実施した「障害児通所支援サービス利用のアンケート調査」の結果については、次のとおりです。

(1) 児童発達支援

- 「支援時間が短い」ことによる不満が多く寄せられました。「個別での支援が中心の事業所ではサービス提供が 1～2 時間程度」、「その他の事業所であっても共働きの両親にとっては利用時間が短い」ことなどが理由として考えられます。

(2) 放課後等デイサービス

- 「専門の職員がいない」という不満が最も多くなっています。また、「支援時間が短い」という不満が多かったのは、共働き家庭の増加が一因と考えられます。
- 「希望する事業所を利用できない」という不満については、放課後等デイサービスで行われている支援内容が多種多様であるために、一部の事業所に利用希望が集中してしまうことなどが要因ではないかと考えられます。

(3) 保育所等訪問支援

- 保育所等訪問支援は、障がいの有無に関わらず子どもの地域での成長を支援する上で重要な事業ですが、市内には事業所が 3 箇所しかないことや、事業の難しさ、利用者や関係機関への周知不足により、利用が進まない現状があると思われます。

(4) 障害児相談支援

- 障害児相談支援の周知不足などが不満の理由と考えられます。保護者の心配ごとや悩みを相談支援専門員*と共有し、解決方法を共に考えながら、子どもの成長を考えた障害児支援利用計画*を作成することは、障がい児とその保護者にとって大きなメリットであると考えられます。「受給者証の発行に時間はかかるが、代わりに得られるメリットがある」といった点などについての周知が必要です。

第 6 節 障がい者団体と市川市自立支援協議会からの意見

第 4 次いちかわハートフルプランの策定に当たり、令和 2 年 3 月から 4 月にかけて、市内の障がい者団体に文書にてヒアリングを行いました。

また、同様に、令和 2 年 5 月から 6 月にかけて、市川市自立支援協議会に対しても、文書にてヒアリングを行いました。

どちらも、「現在の障がい者施策について課題と思うこと」をお尋ねしました。

頂いた回答については、次のとおり整理しました。

また、各項目の末尾に、囲み線で意見の総括を掲載しました。

(1) 災害対策等

○台風等による災害が生じ得ることは予測できることであるものの、医療的ケア児

*が避難所に避難するに当たり、避難所において電力の確保がままならない。また、避難所に比べて福祉避難所*の開設が遅い。

○避難所のバリアフリー化や多機能トイレの整備が十分ではない。オストメイト*はトイレの使用時間がどうしても長くなりがちで、災害時にオストメイトばかりが長時間トイレを占有するわけにもいかない。

○万が一災害時にオストメイトが装具等を携帯していない場合のために、装具等の備蓄も検討してほしい。また、オストメイトに限らず、薬の備蓄も検討してほしい。

○避難行動要支援者名簿の整備と、その活用のための訓練が必要。

○災害時に遠隔手話通訳のシステムが必要。

○災害時における障がい者への対応についてのマニュアルがないのではないか。

○障がい者であっても、保護される側の立場だけではなく、自分で自分の命を守ることを考えるよう周知が必要。

○昨年の台風被害をきっかけに、障がい者やその家族等の災害等に対する漠然とした不安が募っているように感じる。障がい者やその家族等に対する市の災害対策等に関する情報の周知に取り組んでほしい。

- 一定規模の災害等が発生し、一定期間継続した対策が必要となる場合に、災害や被災状況の規模にもよるが、地域の事情をよく知る支援者のネットワーク等を活用した簡易な形の DWAT のような支援チームの形成について検討してほしい。
- 今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出された際に、国や千葉県からは休業要請が出ていない（事業継続を求められている）市内の児童福祉に関する公的機関や福祉施設等の一斉休園が実施されたが、長期間にわたる休園による効果性とデメリットに関する意見と報告もされている。今後第二波への懸念や将来の新たな感染症対策の必要性も想定されることから、緊急事態宣言等が発出されるような状況における、市内の児童福祉関係機関等の運営のあり方について、地域全体で協議する機会や場の設置を検討してほしい。
- 例えば、介護する親が新型コロナウイルスに感染した場合、その子である障がい者は濃厚接触者となってしまうため、受入れ先がないのではないかと。地域における対応体制の整備について児童相談所も含めた検討に取り組んで欲しい。

<総括>

豪雨・台風による災害が頻発する中で、障がい者やその家族等に寄り添う避難所や避難のあり方が改めて問われています。特に、近年は水害なども広範囲に被害が及ぶ傾向が高く、行政による対策に加え、地域のネットワークを活かした支援策の必要性も指摘されています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、感染症対策が社会生活の様々な面で求められることを社会全体に突きつけたものと捉えられます。社会経済活動が一般的に自粛を求められる中で、障害福祉サービスの事業の継続が求められます。障がい者を取り巻く支援の形を最大限確保するためには、今般の経験を踏まえた関係者の一層の連携協力体制の構築が不可欠と言えます。

(2) 障がい者やその家族の高齢化

- 知的障がい者の場合、その暮らしを支える中心となる者は親であるが、両者ともが高齢化している家庭が多く、親が亡くなった後の暮らし（特に夜の暮らし）の支援が不足している。
- 8050 問題への対処のために 50 歳以上の障がい者のセルフプラン*率ゼロを数値目標にすべき。市の裁量で全員に相談支援専門員をつけられるようにすべき。

- 入所施設においても高齢化は顕著で、現状の施設の環境では対応が難しいケースもある。入所施設は介護保険適用除外となっているが、ご本人や家族の希望に沿った高齢者サービスへの移行についての仕組みの構築や対応が必要。
- 障がいのある方とその家族が、当事者の一人暮らしや家族との同居生活を安心して継続していくための支援体制を整備してほしい。
- 今後、障がいのある方の高齢化が進んでいくことが予想される。介護サービスの提供だけでなく、高齢の障がいのある方の生活作りや生きがい創出の支援体制の整備に取り組んでほしい。

<総括>

令和３年度から施行される改正後の社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）では、介護サービスと障害福祉サービスの連続性に着目しています。人の一生という視点から福祉サービスの再構築を図るほか、地域共生社会*の実現に向かおうとする流れがあり、地域での暮らしの長期的な安心につながるシステムが求められます。

(3) 地域生活支援拠点等

- 精神障がい者にも対応できる地域生活支援拠点等の計画が進んでいない。
- 入院中の人でも利用できる模擬生活体験の場のような、地域生活を体験できる場を作るため、医療関係者も交えた検討の場の設置を検討してもらいたい。

(4) 引きこもり

- 引きこもりがちな方への支援が不足している。

(5) 見守り等

- 地域で孤立している人や支援につながりにくい人の見守り支援や居場所作りの体制整備に取り組んでほしい。

<総括>

障がい者等への支援に際し、必要に応じて生活困窮者自立支援制度などを活用することも有用であると考えられます。

(6) 障がいについての理解、教育

- 小中学校における障がいの理解を深める取組が必要。
- 発達障がいがある子どもの学校での生活は、苦勞が伴う。子ども同士でのいじめは、ときに非常に酷なものになる。
- 精神障がいに対する教育（特に義務教育段階からの教育）がまだ不足している。
- 障がいの状態は様々で個人差があるが、市民の理解が十分ではない。
- 根強い偏見や無知によるマイナス評価をされ、就職できない、結婚できない。
- 精神障がいに対する理解がまだ不足している。
- 地域共生社会に向けて、障がいへの正しい理解を地域全体で共有する場や仕組みがあるとよい。
- 障がいのある方や支援を必要とする方が、いわれのない非難や中傷を受けることがある。市民や民間事業者の人たちに対する、障がいのある方や支援が必要な方たちに関する正しい理解を促す取組について、積極的・継続的に取り組んでほしい。

<総括>

多様性を認め合う社会の実現に向けた取組を学校教育から取り入れるなどの必要性が指摘されています。地域共生社会の実現に向け、障がい特性の理解や合理的配慮の提供をより一層促進していく必要があります。

(7) 合理的配慮

- 市主催講演会等における手話通訳や要約筆記等の障がい者に対する配慮が引き続き必要。
- 公民館に要約筆記者が使用する OHC とプロジェクターの設置が必要。
- 選挙権を有する知的障がいのある方が、選挙投票に関する情報を入手しやすくなり、投票行動に取り組みやすくなりする支援を整備してほしい。また、知的障がいのある方に投票に必要な情報が分かりやすく提示されるようにしてほしい。
- 合理的配慮が法的義務になっている機関等において、必要な配慮の提供が十分ではないことがあるようなので、合理的配慮の提供徹底と提供内容の拡大に取り組んでほしい。
- 合理的配慮が努力義務となっている民間事業者に対して、合理的配慮の提供が促進されるように取り組んでほしい。

<総括>

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する市川市職員対応要領」の遵守、一層の周知が求められます。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 36 条の 5 に基づき厚生労働大臣が定める指針（いわゆる「合理的配慮指針」）に基づく事業主による合理的配慮も求められます。

(8) バリアフリー

- 公共施設等のバリアフリースイートイレ（オストメイト用トイレ）の増設が必要。一般のトイレの場合、オストメイトが使用するには、床に膝をつくなどしないといけない。
- バリアフリースイートイレが障がい者にとって使いやすいものとなっているかの、当事者の目線を入れての検証が必要。

<総括>

有形無形のバリア（障壁）を一つ一つなくしていくための取組の必要性が指摘されています。

(9) 意思疎通支援

- 公共施設、各事業所、基幹相談支援センター、地域包括支援センター*等で利用できるように遠隔手話通訳システムの導入が必要。
- 夜間や緊急時の 24 時間体制の遠隔手話通訳体制が必要。
- 失語症者向け意思疎通支援者の移動支援事業者が少ない。
- 聞こえにくくなっている方への対応を学ぶため、民生委員*の聞こえのサポーター講座の受講が必要。

<総括>

加齢による視聴覚の衰えは誰にでも起こり得るものであることを踏まえ、意思疎通支援の大切さを社会全体で共有することが求められています。

(10) 障がい者の就労

- 失語症は、コミュニケーションの障がいなので、他の障がい者と比較しても職場等への社会復帰が困難。

- ADHDなどの発達障がいがある方が就労するに当たっては、本人の個性や障がいの特性を会社側が理解することが必要で、あらかじめ会社側に説明もした上で就労するのだが、現実的にはなかなかうまくいかない。会社側と本人との間で長い目で見てコーディネートをするような支援（例えば就労定着支援のさらなる充実）があるとよい。
- 知的な遅れが軽度の場合でも、発達にはばらつきがあるため、本人にとって無理なことをさせてしまうなど、福祉的就労が難しい場合が多くある。かと言って、障がいについて理解があり作業も充実している就労継続支援 B 型事業所を希望したとしても、アセスメントを受けなければならない。
- 高機能自閉症の人は、就労先で対人関係がうまく築けなかったり、そのために二次障がいを起こして心療内科に通院している方がいる。
- 特別支援学校*卒業後の働き先の確保が課題。
- 障がい者の就労の促進に関しては、就職者数よりも、先の就職を見据えた支援を行っていくことが重要。
- 今後高齢化が進むに当たり、定年を迎える方が増えるが、まだ働ける障がい者の働き口を福祉サービス以外で探していく必要があるのではないか。
- 平均工賃や短時間利用などを踏まえ、就労継続支援 B 型の新しいあり方についても検討が必要。
- 市川市のチャレンジドオフィスについて、国や県では直接の雇用も進んでいるが、このままでよいのか、議論が必要ではないか。

(11) 支援人材の質と量

- 精神障がい者に十分対応できる指定特定相談支援事業者*が、事業所数、人材の質ともに十分でない（報酬の額が十分ではない）。
- 精神障がいに対する支援人材がまだ不足している。
- 相談支援専門員が不足している。特に、医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が少ない。そのため、指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者*が少なく、サービス等利用計画案*・障害児支援利用計画案*の作成を依頼しても断られることがある。
- 報酬の額の低さにより、事業所数が年々減少しているサービスがある。

- 医療的ケア児向けの放課後等デイサービスや施設が極端に少ないが、その要因として看護師の不足を挙げる事業所が多い（ただ、常日頃から対象児童の日常を把握できるように施設巡回等で情報交換できる環境が望ましく、市が看護師を確保してステーション化する等がよい）。また、医療的ケアに携われるような手技の講習も少ない。
- 医療従事者、介護従事者等の多職種間での連携が必要。
- どの事業者も、職員を募集しても応募が来ないと言っている。
- 直接処遇職員の確保については入所施設においても大きな課題となっている。特に新卒の採用についてはほとんど応募がない状況。
- 要約筆記者の高齢化が進んでいるため、今後、派遣体制が維持できなくなる可能性がある（市の養成講座の実施が必要）。
- 相談支援専門員は、他業務との兼務者が多く、不足している。事業者としても、何らかの報酬につながらないと、増やすことは難しいのではないか。
- 相談件数を増やすこと、相談支援専門員を増やすことが必要だと思うが、兼務の場合はなかなか対応が難しい。
- 障がい福祉に関わる人材確保について、市川市として確保数を上げる取組と増数を可視化してほしい。
- 相談支援専門員の質の向上、相談に関する知識や技術について共有する場が必要。ガイドライン研修の継続、行政との連携、集団指導の実施など。

<総括>

特に相談支援・医療面での人材確保が急務との指摘が多くみられます。人材育成のためのバックアップによる質・量双方の底上げが求められています。

(12) 相談支援

- いわゆるセルフプランの方について、喫緊で計画相談支援が必要な方へ支援が必要ではないか。例えば、一つの事業所のみ利用している方は、その事業所のサービス管理責任者がセルフプラン作成の援助をするなど。
- 特に障がい児については、セルフプラン率が高い。
- 基幹相談支援センターの業務の整理と、重層的な相談支援体制の確立が必要ではないか。

- 指定特定相談支援事業所の増加、特に相談支援専門員（中でも専従の相談支援専門員）の数が伸び悩む中、人口 49 万人規模の相談支援体制の強化、充実のため、基幹相談支援だけでなく、委託による相談支援も検討を進めてもらいたい。
- 障がいの相談に関わらず、何か困ったことがあったときの相談窓口が分かりにくいという声は少なくない。国は全世代包括型の社会保障体制を整備していくとしているが、地域単位で福祉総合相談窓口を設置するワンストップ体制の整備を検討してほしい。

<総括>

継続的な支援・サポートには相談支援は不可欠であり、セルフプラン作成においても客観的な視点からのサポートは必要です。相談支援体制の一層の充実が求められています。

(13) 権利擁護

- 成年後見制度は、費用がかかること、信頼できる人に頼めるか分からない等の不安要素がある。
- 障がいのある方にとって、後見人等への報酬は高額であることから、利用が進まないと思われる。報酬についての市の単独の助成などを検討してほしい。
- 市民後見人^{*}の養成の充実や、様々な機関との連携のもと、障がい特性を理解できる後見人等を多数養成してほしい。
- 成年後見制度利用促進基本計画^{*}の中にある「地域連携ネットワーク」、「中核機関」の整備が進むよう、市川市社会福祉協議会^{*}と連携し、裁判所とも関係を作って、推進してほしい。
- 権利擁護・虐待防止研修が現場に活かされる工夫をしてほしい。虐待認定されなかった事案についても対応や支援が必要。また、県の条例における広域専門相談員や地域相談員の活用も再考すべき。

(14) グループホーム

- グループホーム（特に、自閉症の方、重度障がいの方、行動障がいがある方、高齢の障がい者への対応に特化したグループホーム）が必要。
- 軽度の方対象のグループホームは増えているが、重度の障がいの方対象のグループホームは未だ少ない。

- 知的障がいについて「グループホーム等入居検討会」が活用できていない。また、それに伴って入居待機者が増えている。入居できるような仕組みの整備を考えなければならぬのではないかと。
- 特に医療面のフォローや連携の取れる、夜間の支援体制がある、重い精神障がいの方にも対応できるグループホームの検討を進めてほしい。
- 一人暮らしや家族との同居が困難な方のために、グループホーム等の生活の場の整備を進めてほしい。

<総括>

グループホームは障がい者の自立や地域との接点としてなど今後ますます必要性・重要性が高まることが予想されます。障がい種別や程度に応じたグループホームをバランスよく整備することが求められます。

(15) 通所施設・入所施設

- 施設が少ない。入所待ちが続くと家族はどんどん疲弊する。
- 身体障がい者の日中活動の場や短期入所先の確保が必要ではないか。
- 医療的ケア児の受入れが可能な短期入所施設が非常に少ない。特に看護師の配置が困難。
- 短期入所事業について、市内には一定数の事業所数と定員数があるものの、利用者からは利便性の悪さを指摘する声が多いように感じている。事業所と利用者双方の事情の違いがあると思われるが、市内にある短期入所事業の支援が効果的に活用されるための対策検討に取り組んでほしい。

(16) 地域生活支援事業

- 移動支援の充実を。個々のニーズに合わせた利用について、柔軟な対応ができるといい。
- 障がいのある方の通勤や通学の際の移動の支援ニーズは少なくないように感じている。当事者や通勤通学先の事情に応じて、柔軟に支援やサービスが提供されるように取り組んでほしい。
- 重症心身障がいのある方や医療的ケアが必要な方の移動に当たっては、福祉車両の配車や看護職員の同行等が必要なことから、移動に際する支援の提供が困難に

なりやすい。支援サービスを提供する事業所に対して、車両や人材の配置に対する公的支援の検討に取り組んでほしい。

(17) 医療

- 自分の住む地域にてんかんの専門医がない、遠くて通えない。車を運転できず、患者と母だけでは連れて行けない。
- 失語症者は、これまで、医療分野でのリハビリが終了した後は、地域で行政等からの支援を受けることはほとんどなく、家族がすべての支援を担っている。
- 医療機関との連携の強化が必要。

(18) 児童への支援

- 知的障がいを伴う自閉症児に対しては、学校教育や放課後の過ごし方などの面で支援を受けることができていたが、知的な遅れがない児童は、つらい学校生活を送っている。障がい特性の理解が得られ、一人ひとりが安心して学べる環境の整備が必要。
- 発達障害者支援センター*の福祉圏域又は市町村レベルでの設置。
- 仕事があるために特別支援学校への登下校の送り迎えが難しいと保護者から相談されたが、福祉サービスがなかなか見つからず、やっと見つかり、後は保護者が連絡するのみというところまで来たものの、最終的に保護者が連絡できずに流れてしまった。このような手続を実働する機関や人材が不足している。
- 保護者の養育能力に課題がある場合がある。
- 保護者の養育力、養育状況の把握や支援。保護者も障がいがあり、何らかの支援が必要な状況でも、本人からはその意識があまりなく、発信できない状況等。
- 明らかに発達に課題があるにもかかわらず、保護者が発達センターや特別支援学校、医療機関などにつながりたがらないケースがある。例えば、医療的ケアを要するお子さんでも、知的にはボーダーであり、本来なら早期発見・早期療育でスマイルプランにつなげていくことが望ましいと保育士や関係者が感じていても、保護者の受容が難しい。
- 国は、障がい児支援の理念として「インクルージョン*の推進と合理的配慮」を挙げていて、現在では社会全体で概ね共感、共有される理念となっていると思う。その理念の実現のためには、障がいの有無で支援を切り分けるのではなく、子ども

も世代を包括した支援体制を整備することが必要。市川市における地域の子ども世代包括型の支援体制の整備を目指してほしい。

- 子育て支援施策である「子育て世代包括支援センター*」「利用者支援事業」と、障がい児支援施策である「児童発達支援センター」「障害児相談支援事業*」との連携体制を整備する具体的な取組に着手してほしい。国の在り方検討会では、子育て支援施策との連携体制によるワンストップ体制の整備と、障がい児支援施策の役割強化（専門化）を提案している。
- 障がいのある子の早期診断（発見）については、専門家の間にも多様な意見があり、技術的にも制約がある。まずは、障がいの有無にかかわらず、子育てにおける困りごとの早期発見と早期対応のための体制整備に取り組んでほしい。
- 支援が必要な子どもの地域課題について、子育て支援施策と障がい児支援施策が共有し協働して対応していく体制が必要。市川市子ども・子育て会議*と市川市自立支援協議会こども部会の連携強化と活性化に向けた取組に着手してほしい。
- 子ども食堂が増加する一方で、様々な課題も指摘され始めている。子ども食堂を利用する子どもの中に、障がいがある等の支援が必要な子どもが発見された際には、スムーズに必要な支援につながるためのネットワーク作りや体制整備に取り組んでほしい。
- 国では放課後保育クラブ*での放課後等デイサービスの事業設置を促進するための施策を整備している。放課後保育クラブには、障がいのある子どもや支援が必要な子ども、放課後等デイサービスを併用する子どもが在籍していることから、放課後保育クラブの受入れ体制の拡充を図るための施策活用を検討してほしい。
- 障がいの有無にかかわらず、親同士の支え合う関係が希薄になってきている印象がある。親同士の交流機会やピアカウンセリング*等が提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
- 帰国子女の子や外国籍の子等、日本語が不自由な子どもや家族が増えている印象がある。日本語が不自由であることが、子どもと家族の二次的な障がいに至らないようにするための支援体制を整備してほしい。
- 児童養護施設*や児童自立支援施設*には相当数の障がいのある子が入所していることが報告されている。施設入所している子どもは、18歳を過ぎて施設を退所すると、保護者が居住する住所地がその子どもの福祉の実施主体となるが、施

設退所後の生活作りにおいて家族の協力を得にくいケースも多いので、施設を退所した後に円滑に地域生活に移行するための体制整備をしてほしい。

- 福祉型障害児入所施設*には、18歳を過ぎた子どもが入所期間を延長できる経過的な措置があったが、今のところ令和3年3月をもって終了となる見込み。障害児入所施設*の子どもの家庭復帰は困難な場合がほとんどなので、施設退所後のスムーズな地域生活への移行ができるための体制整備に取り組んでほしい。
- 子どもが施設に在所している時点から、市川市と児童相談所と入所先施設との定期的な情報交換等の場を設置する等により、市が施設入所児の状況を継続的に把握しながら、施設退所時の移行期支援がスムーズに提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
- 国の在り方検討会では、児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備を提案している。市内の児童発達支援センター4施設の連携体制を強化した上で、地域における重層的な支援体制作りに取り組んでほしい。
- 市川市子ども・子育て支援事業計画では、学齢期の相談機関としてCAS*への斡旋をあげているが、CASの実態をふまえると現実的な手段ではないと思われる。地域における現実的な支援体制の整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある学齢期の子どもの相談は、就学や教育に関するだけでなく、発達や生活に関する専門的な相談援助の提供も必要。市川市こども発達センター*等における学齢期の総合相談や発達相談の体制整備と拡充に取り組んでほしい。
- 保育所等訪問支援に対する潜在的なニーズは高いと思われるが、地域全体としての活用が図られていない印象がある。保育所等訪問支援を提供する事業所を拡充してニーズに対する応諾体制を整備するとともに、訪問先の特定教育・保育施設*等への制度理解と支援の受入れ体制の整備に取り組んでほしい。
- 障害児通所支援事業所の増加と多様化により、子どもや保護者の選択肢は増えているが、事業所間の支援の質のばらつきが顕著になりつつある。障害児支援連絡会等の取組や障害児相談支援の体制整備等を通じて、地域として事業所の支援の質の向上と適切な利用支援の体制整備に取り組んでほしい。
- 障がい児支援における本人中心の支援の提供に当たっては、子ども本人の気持ちや意見の表出と確認のための支援が重要であり、必要に応じて保護者や家族の希望や要望との調整も必要になる。障がい児の支援に関わる各施設・事業所において、それらが適切に実施されるための相談機能の整備に取り組んでほしい。

- 障がいのある子の家族支援について、各障害児通所支援事業所の相談機能の整備に向けて取り組んでほしい。また、一事業所における家族支援が難しいケースに対応できる地域としての支援体制の整備に取り組んでほしい。
- 視聴覚に障がいのある子どもの支援について、身近な地域における相談と支援の体制整備に取り組んでほしい。また、教育と福祉の連携促進にも取り組んでほしい。
- 数年前にライフサポートファイル*が整備された。障がいのある子どもの世帯での利用が更に促進されるように取り組んでほしい。また、特定教育・保育施設や学校、障害福祉サービスの提供事業所等での活用に取り組んでほしい。
- 障害児通所支援事業所が増えてきているが、新規に設立された法人やフランチャイズ制度による事業所等の地域に馴染みのない事業者が増えてきている。事業者同士のネットワーク作りだけでなく、行政担当者とのネットワーク作りにも取り組むことで、地域全体の官民協働の連携体制の整備に取り組んでほしい。
- 市川市自立支援協議会こども部会、障害児支援連絡会、医ケア児連絡会等の活動の活性化に取り組んでほしい。
- 特別支援学校の生徒数が増加していて、校内が人で過密化している状況があるように感じている。特別な支援や配慮を必要とする子ども達が、落ち着いた環境で授業や生活に参加できるような環境整備を進めてほしい。
- 障がいのある子と家族が、身近な地域で安心して就園や就学ができるような、就学体制と教育体制の整備と拡充に取り組んでほしい。肢体不自由や医療的ケアが必要な子どもに対する就学体制の整備に取り組んでほしい。
- 市川市立の小中学校では「市川スマイルプラン」が利用できるようになっているが、学校や教員によりプランの取扱いに差異があるようなので、就学期間中の効果的な活用に取り組んでほしい。
- 特別支援学級の生徒に対する交流教育の機会の提供状況について、学校による相違があるように感じている。特別な支援や配慮が必要な子どもにとって、交流教育の場は個別のニーズに応じた教育支援として大切なものと思われる。子ども一人ひとりの状態に応じて適切に交流教育が提供できる体制整備に取り組んでほしい。

- 通常学級に障がいのある子どもや支援が必要な子どもが一定の割合で在籍していることが報告されている。それらの子どもが適切に教育を提供され、安心して学校生活を継続できるための体制整備に取り組んでほしい。
- 学校教育における ICT 技術の活用に積極的に取り組んでほしい。従来より特別支援教育における有用性は報告されていたが、今般のコロナ対策においても具体的な効果が報告されている。市内の一部の学校では先んじて導入しているようだが、今後は市内全校を対象にした取組を進めてほしい。
- 特別支援教育担当者を含めた幼稚園・こども園・学校関係者に対して、子育て支援施策や障がい児支援施策に関する理解と周知を図る取組を、具体的な成果が目に見えるかたちでしてほしい。
- 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）は、幼児期教育や就学前教育の重要性に言及している。肢体不自由や医療的ケアが必要な子どもであっても、身近な地域で幼児教育が提供されるための体制整備を進めてほしい。また、特別な支援や配慮を必要とする子どもの増加傾向も明らかになっているので、幼稚園・こども園における特別支援教育の提供体制の整備に取り組んでほしい。
- 特定教育・保育施設に就園した障がいのある子等が、本人や保護者が「望まぬ退園」を選ばざるを得ないケースが毎年散見されている。特定教育・保育施設における就園前のアセスメント体制や退園時の移行期支援の体制等の整備を促してほしい。
- 看護師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の教員以外の専門職の採用を図り、生徒の多様なニーズに対応できる教員を含めた専門職によるチーム支援の体制整備に取り組んでほしい。
- 障がいの有無にかかわらず、子どもの放課後生活のあり方が、児童の健全育成にとって重要であると言われている。子どもにとっては、学校・放課後児童クラブ・放課後等デイサービス・家庭が一体的な生活の場であることを踏まえ、関係機関が相互に協力し連携し合える体制整備に取り組んでほしい。
- 小学校と中学校における福祉教育を拡充してほしい。学校では職場体験学習を実施しているが、低学年のうちから定期的な介護体験やボランティア活動等の体験学習にも取り組めるようにしてほしい。

- 帰国子女や外国籍の子等が、日本語が不自由なことにより、特別支援学級等へ就学しなくてはならない事態が報道されている。日本語教育の体制整備を含めて、子どもの適切な就学に必要な体制整備に取り組んでほしい。
- 障がいのある高校生の職業教育や就労指導に関して、学校の進路指導と福祉の就労支援がばらばらに実施されている印象がある。障がいのある高校生のキャリア教育と進路支援に関する教育と福祉の一層の連携を図ってほしい。
- 特別支援学校の進路指導等に当たり、特別支援学校の生徒の卒業後の生活には、福祉サービス等の利用が必要になることが少なくないので、在学中の進路選択に関する相談段階からの学校と福祉機関との連携体制を強化してほしい。
- 学習意欲のある障がいのある人が、学校教育修了後も自由に教育機会を得られるよう、生涯教育の場の整備と合理的配慮の整備等に取り組んでほしい。
- 発達障がい者の増加傾向が指摘されていて、本人、家族、地域に対する総合的な支援体制が必要とされている。身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が提供されるための体制整備に取り組んでほしい。
- 第２期市川市子ども・子育て支援事業計画の中では、いちかわハートフルプランとの整合・連携に関する記載があるが、障がいのある子どもに関する地域課題の検証が不十分なので、第２期市川市障害児福祉計画の中で必要とされる取組計画を策定してほしい。
- 第２期市川市子ども・子育て支援事業計画では、「障がい児施策の充実等」については公立機関が実質的な中核機関となり体制整備を進めていくとして、公立機関の受入れ見込み数を数値目標としているが、地域課題の把握と整理が不十分だと思われる。第２期市川市障害児福祉計画の策定に当たっては、障がいのある子どもの地域支援体制のあり方を踏まえた計画策定に取り組んでほしい。
- 第２期市川市子ども・子育て支援事業計画では、「障がい児施策等の充実」の中に「障がい児本人の最善の利益保障」や「障がい児を育てる家族の支援」に関する言及がほとんどないので、第２期市川市障害児福祉計画の策定においてはそれらに対する具体的な計画策定に取り組んでほしい。
- 第２期市川市子ども・子育て支援事業計画では、「障がい児施策等の充実」の冒頭で、就学前の支援を市川市こども発達センターが、就学後の支援は教育委員会がそれぞれ中心となって各種施策を実施していくとしている。しかし、障がいのある子どものニーズは多様であり学齢期の子育て支援も大切であること、発達支援

と教育支援は補完し合うものではあるが相互に代替できるものではないことから、年齢による切分けではなく、子どもと家族のニーズに応じた援助体制の整備に取り組んでほしい。

- 次期市川市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、地域で暮らす障がいのある子どもと家族の要望とニーズが反映されるように、市川市子ども・子育て会議の委員として、障がい児分野の学識経験者や障がい児支援等の事業者、障がい児の家族等が参加できるようにしてほしい。

<総括>

児童支援は家庭支援の視点が重要と考える意見が多く見られます。子どもの成長に応じた継続的な支援体制を、子育て、障がい児支援の垣根を越えて構築することの必要性が指摘されています。

(19) 財政

- 今後、高齢者福祉にお金がかかることは十分理解しているが、障がい者福祉に（少なくとも）現状維持で予算をつけていただければと思う。
- 福祉事業所の家賃補助を当初の基準まで復活していただけると大変助かる。
- 相談事業所が独立して運営できるように、何か良い方策を（具体的に）教えていただければと思う。
- 上記３点は、今後も利用者に手厚いサービスを継続するために必要なことと考える。

(20) その他

- 計画に問題点は多く書かれているがそれを解決するためのはっきりとした手段が明記されていない。例えばこの事業に予算をつけるなどという分かりやすいものがあってもいいのではないか。
- グループホームの整備促進など具体的なことの明記が必要ではないか。
- 計画相談への事業者参入の働きかけについて具体的な明記が必要ではないか。

第 7 節 まとめ

ここまでの内容を踏まえ、第 4 次いちかわハートフルプランの策定に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

以下の 6 項目は、「第 2 部 市川市障害者計画」の中で、市が今回の計画年度において特に重点的に取り組むべき施策（重点施策）とします。

	概要
(1) 災害や感染症の対策	○大地震のリスクはもちろん、近年は台風の被害も大きくなってきており、さらに最近では新型コロナウイルスの感染拡大の影響も多大にありました。 ○高齢者や障がい者は、自然災害等の被害を受けやすい傾向があります。これらの対策には、自治体、事業者、市民等が協働して取り組んでいく必要があります。
(2) 障がい者やその家族の高齢化への対応	○かねてより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」への備えは、大きな課題となっています。 ○本市では令和 2 年度より「地域生活支援拠点等整備事業」を開始していますが、障がい者等が地域で安心して生活を続けられるよう、引き続き障がい者やその家族の高齢化への対応の取組を進めていきます。
(3) 障がいに対する理解の促進、合理的配慮の提供	○この計画の期間中の令和 3 年度には、東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定であり、国は、この大会を契機とする共生社会の実現に向けて「心のバリアフリー」を推進していくとしています。 ○平成 28 年 4 月から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号。以下「障害者差別解消法」という。）が施行されていますが、障がいに対する理解の促進や社会的障壁をできる限り除去するための合理的な配慮の提供は、共生社会の実現に向けてますます重要となっています。

	○また、障がい者が自らの能力を十分に発揮して就労するためにも、雇用者の従業者に対する障がい特性の理解や合理的配慮の提供が求められ、こうした理解や配慮は障がい者等の権利擁護にもつながります。これらの点を念頭に、必要な取組を進めます。
(4) 支援人材の確保と質の向上	○人口減少と少子化、高齢化が進むにつれ、高齢者や障がい者を支援する人材の不足は年々顕在化してきており、人材の確保と質の向上はますます重要になっています。 ○地方公共団体の中でも市町村は、住民に最も近い立場にあります。多くの人が福祉の仕事にやりがいを見出し、スキルアップを図りつつ、一定の収入も確保できるよう、取り組んでいきます。
(5) 相談支援・権利擁護体制の充実	○本市は業務委託により平成 29 年度から基幹相談支援センター「えくる」を大洲、行徳の 2 箇所に開設していますが、えくるの相談件数は年々増加してきています。 ○市民にとって分かりやすく、支援する側にとっても業務を行いやすい相談支援体制の構築に向けて、検討を進めていきます。 ○また、障がい者の権利擁護のため、障がい者虐待への対応や成年後見制度の利用支援に関する取組も進めていきます。
(6) 地域における生活の支援	○障がい者等の重度化・高齢化とも関連しますが、障がい者等の地域での生活の支援のため、グループホームや入所施設を充実させていくことが必要です。 ○また、医学の進歩を背景として、医療的ケア児の数が増加しており、医療的ケア児への対応が可能な短期入所施設等の整備を求める声も大きくなってきているなど、医療との連携も課題となっています。 ○誰もが地域の中で安心して生活を送ることができるよう、必要な取組を進めていきます。